

戦後青森県の政治的争点

—1945年～2015年—

藤 本 一 美

序 文

1945年8月、第二次世界大戦＝“アジア・太平洋戦争”において日本が連合国に敗れてから既に、70年以上の年月が経過した。この間、我が国は、戦争による被害から立ちあがり、経済再建を行い、高度経済成長期を経て、世界で有数の経済立国になった。しかし、その後、環境破壊問題が生じ、国土開発計画は“石油ショック”で後退を余儀なくされた。また、いわゆる「金融危機」の状況下で、経済成長は立ち止まり、長い間、構造不況を経験してきた。

一方、外交安全保障の面では、独立と同時に、我が国は米国との間で「日米安全保障条約」を結び、米軍の傘のもとで、自由主義陣営の一員として、西側諸国と足並みを揃えて、社会主義国と対峙してきた。その過程において、日本国憲法第9条で戦争を禁じているにもかかわらず、我が国は世界でも有数の戦力を有する、“自衛隊”を保持することになった。

日米安保体制のもとで、その“負の部分”を担ってきたのが沖縄における米軍基地の存在である。これを撤退させなければ、戦後日本は終わったとはいえないし、また原子力発電所の建設を止め、とくに核燃料廃棄物の処理は一人青森県の六ヶ所村のみに押し付けてはならない。全ての国民が責任をもって、我々の世代でその道しるべをつけるべきだと、考える。

問題なのは、この間、戦後終始一貫して政治の世界を支配してきたのが、「保守勢力」に他ならないことだ。国政・地方選挙を通じて「革新勢力」や「中道勢力」を退け、政権の座に君臨してきた。特に、自民党と社会党を中心とする「1955年体制」の下で、長期にわたって保守勢力を代表してきた自民党は国会・県議会・市町村議会などで圧倒的議席を占め、政治、経済、および社会のあらゆる分野で“寡頭的地位（ヘゲモニー）”を確立してきた。

しかしながら、1993年、非自民の八会派による「細川政権」が成立、自民党は初めて下野した。だが、自民党はその後しぶとく政権の座に復活してきた。確かに、2008年の衆議院・総選挙では、民主党が勝利して、野党は選挙により初めて政権を奪取することに成功したものの、民主党は政権運営に失敗、その後、自民党が総選挙で勝利を収めて、現在では、安倍晋三内閣が盤石な態勢を敷いている。日本において、政権交代が可能となった「小選挙区比例代表制」が導入されてから、ほぼ25年、本格的な二大政党制を確立する基盤が出来あがった。

青森県の戦後政治を検討する場合にも、このような中央政界における「政治的・経済的体制」の影響（インパクト）をまともに受けたのは、いうまでもない。ただ、青森県の場合には、東北地方の北端という地理的条件もあって、中央で生じた問題とは直接リンクせず、一歩遅れた形で独自の展開が見られた。本稿は、以上の認識を前提にした上で、1945年から2015年の70年間に、青森県で生じてきた、様々な「政治的争点（Political Issue）」を取り上げ、その概要を紹介する試みである。

その際、最初に、何故、政治的争点が生じたのかその背景を問い、次に、争点をいかなる形で処理したのか検討し、最後に、それが問題となった要因を抽出する。このような一連の作業を通じて、青森県における戦後政治の特質を抽出できれば、幸いである、と認識している。

なお、本稿は、筆者が先に公刊した『戦後青森県政治史 1945年～2015

年〕〔志學社，2016年〕および『戦後青森県の保守・革新・中道勢力〕〔志學社，2017年〕の続編に相当する内容である。

〈総目次〉

序 文

第一部 戦後青森県政治の課題

第1章 保守王国と「核燃反対運動」

第2章 「軍事基地反対」運動

第3章 「リング税」廃止と津島知事辞任（以上，第130号）

第二部 戦後青森県政治の展開

第1章 五所川原「平和産業大博覧会」開催

第2章 「国立工業高等専門学校（工専）」の誘致合戦

第3章 「東北新幹線」の新青森駅開業

第三部 戦後青森県政治の断面

第1章 原子力船「むつ」の漂流

第2章 首長の汚職と逮捕

第3章 「県民協会」の結成・分裂・解散

第四部 戦後青森県政治の決算

第1章 米内山県議除名事件

第2章 苦別地訴訟

第3章 「むつ製鉄事業」の挫折

第五部 戦後青森県政治の転換

第1章 久六島の帰属

第2章 「総合農政」と米の生産調整

第3章 「平成大合併」の波紋

第六部 戦後青森県政治の欠陥

第1章 木村守男知事・辞任

第2章 「平川市会議員」大量逮捕

第3章 升田衆議院議員・選挙違反裁判

第七部 戦後青森県政治の裏面

第1章 小笠原献金問題

第2章 F16 戦闘機墜落

第3章 使用済み核燃料の搬入・安全協定・アクティブ試験・確認書

第八部 戦後青森県政治の紛争

第1章 大湊造船争議

- 第2章 弘南バス争議
- 第3章 スト抑止緊急動議
- 第九部 戦後青森県政治と「津軽選挙」
 - 第1章 中里町長選挙
 - 第2章 金木町長選挙
 - 第3章 鱒ヶ沢町二人町長
- 第十部 戦後青森県政治の革新
 - 第1章 「八戸戦争」の展開
 - 第2章 首長選挙と「八戸方式」
 - 第3章 女性国会議員の誕生
- 第十一部 戦後青森県政治の終焉
 - 第1章 五所川原市長の解職
 - 第2章 政治家の資産公開と政治資金収支報告書
 - 第3章 県の不適正支出
- 第十二部 戦後青森県政治の出発
 - 第1章 青森市空襲
 - 第2章 天皇陛下御来県
 - 第3章 国体開催と皇太子来県
- 結 語

第一部 戦後青森県政治の課題

第1章 保守王国と「核燃反対運動」

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. 現代青森県の政治体制と開発行政
 - ① 自民党県政の特色
 - ② 開発行政と「核燃料サイクル施設」
3. 「核燃反対運動」の序幕—米内山訴訟
 - ① 米内山訴訟の背景
 - ② 米内山訴訟の経緯
 - ③ 米内山訴訟の影響

4. 「核燃反対運動」の前進と後退
 - ① 1989年参議院・通常選挙
 - ② 1990年衆議院・総選挙
 - ③ 1991年県知事選挙
 5. 六ヶ所村の「核燃反対運動」
 - ① 「小川原開発」と寺下力三郎・村長
 - ② 核燃賛成派の動向
 - ③ 核燃反対派の動向
 6. おわりに―「核燃反対運動」の意義と課題
(注)
- *参考文献

1. はじめに―問題の所在

青森県下北郡の六ヶ所村において、過去40年以上にわたって促進されてきた「むつ小川原開発」の推進と「核燃料サイクル施設」の建設は、単に青森県民のみならず、国民全てにとって重大な政治的・社会的意味を有する課題であって、その推進と建設の経緯については、多面的な視点から検討する必要がある。

いわゆる「新全国総合開発計画（以下、新全総と略す）」の一環として、1969年5月、むつ小川原開発の構想が登場した。その内容は、高度経済成長の夢を極限にまで追求したもので、骨格は、全国各地に数ヶ所の巨大な工業基地を立地するとともに、新幹線や高速道路などの高速交通体系を構築するというものだった。青森県は、この新全総の巨大開発計画を熱心に推進してきた県の一つで、1970年4月には「陸奥湾・小川原湖開発室（後に開発公社）」を設置した。一方、政府レベルでも、1971年3月に関係8省庁からなる「むつ小川原開発総合開発会議」が発足、経団連および電力会社を中心に開発が進められてきた。

しかしその後、「むつ小川原開発計画」の方は国際的経済環境の変化もあって、当初の石油コンビナート誘致は完全に行き詰まり、その代わりに、1980年代以降は、核燃料サイクル施設の立地が具体化してきた。核燃料サ

イクル施設は当初、工場中心という計画で促進されてきたものの、今日では、その性格は“放射性廃棄物処分場”へと変容してしまった⁽¹⁾。

1984年4月、核燃料サイクル施設を青森県の六ヶ所村に立地するという計画が、政府・電力業界から発表された際に、当時の村長、村議会、および地域住民から大きな反対の声が起こった。しかし、県当局は立地を受諾するよう世論と住民に熱心に働きかけ、この問題を“住民投票”という方法で賛否を問うようにした提案を、退けてしまった。

だが、県内外からの支援の下で、原子力発電所や核燃料サイクル施設の建設および操業に反対する運動が続けられ、それは「核燃反対運動」に結びついた。社会学者の長谷川公一が指摘するように、「核燃問題は、むつ小川原開発問題以来の歴史を有し、しかも、核燃反対運動とむつ小川原開発反対運動はともに“連続する”」ものである。ただ、より正確に言えば、「核燃反対運動」と呼ぶのにふさわしいのは、1984年に核燃施設の立地問題が表面化した以降のことだ⁽²⁾。

閉鎖的で硬直的な我が国の政治過程と原子力政策の下で、原子力発電所（以下、原発と略す）の建設反対運動は、建設が一つの“国策”として行政を抱き込んだ形で推進されてきた。そのため、核燃反対運動も極めて困難な過程をたどった⁽³⁾。ただ、青森県においては、1984年以降、核燃反対運動が全県的な高揚を見せ、農業従事者を中心とする核燃反対運動の勢いは、1989年の参議院・通常選挙および1990年の衆議院・総選挙において、「反核候補者」の当選という形で結実した。しかし、それには一定の限界が見られた。翌、1991年の知事選では、反核候補者が敗退、それ以降、世界的な反・原子力運動の停滞ぎみ傾向も手伝って、青森県の核燃反対運動は一定の後退を余儀なくされた。その直接的契機は、県の災害復興事業であった。長谷川公一によれば、「核燃施設の操業を阻止しうる最大のチャンスは、1991年の県知事選にあり、県知事選での敗北後、操業開始を阻止しうる機会は、ウラン濃縮工場・低レベル放射性廃棄物物理設センターにつ

いては小さくなっていた」と指摘する⁽⁴⁾。

確かに、核燃反対運動が最も高揚したのは、1987年から1991年にかけての時期で、その中心にいたのが農業従事者に他ならず、全県的な規模で県当局の核燃政策に正面から反対した最初の抗議運動こそ、核燃反対運動であった。実際、1989年7月の参議院・通常選挙では、核燃反対運動を指導した社会党の三上隆雄が勝利したし、またそれに続く1990年の衆議院選での社会党候補が大量得票を得て2名が当選したのは、正しく核燃反対運動が県レベル全域で浸透したことを象徴するものであった。実際、「国政選挙は、20万票の壁を突破し、核燃反対を有権者に訴える格好の機会となった」と評価される所以である。しかしながら、翌1991年の知事選では、自民党・電力会社が巨額の選挙資金を投じ、その結果、核燃反対運動の金沢茂（弁護士）候補は、北村正哉・知事の前に惜敗、その後、核燃反対運動は急速に衰えていった⁽⁵⁾。

県知事選が核燃反対運動の大きな分岐点だといわれる所以は、知事が核燃立地に協力する内容の協定を結んだ当事者であり、協定を破棄できる権限を有しているからである。原発関係の事業者は、「協定を破棄されたら事業を進めることが困難」と認識しており、それを実行できる知事職の奪還こそ、反核燃運動派にとって、“究極の目標”であった⁽⁶⁾。実際、「核燃反対運動が選挙戦中心の運動にならざるを得なかったのは、核燃建設を阻止しうる現実的可能性が、手続き的には1985年4月に青森県知事・六ヶ所村村長が事業者側と結んだ立地基本協定を破棄することしかなかった」からだ⁽⁷⁾。

以上の認識を踏まえて本章の課題は、第一に、保守王国青森県における政治体制と開発行政の実態を明らかにする。第二に、核燃反対運動の端緒ともいえる「米内山訴訟」の背景、経緯、および影響を概観する。第三に、核燃反対運動勢力が全力を注いだ1989年の参議院・通常選挙での勝利、1990年の衆議院・総選挙、および1991年の知事選での敗退の要因を検討す

る。そして第四に、六ヶ所村における核燃反対運動の動向を紹介する。こうした一連作業を通じて、現代の青森県に残された原発および核燃施設サイクルをめぐる、“負の遺産”の実態を検証してみたい。

2. 現代青森県の政治構造と開発行政

① 自民党県政の特色

青森県の政治は、一般に「保守王国」だと称されてきた。戦後長い間、とりわけ、1955年以降、保守勢力＝自民党が知事職を独占し続け、県議会を圧倒的議席差でもって支配、長期にわたって政権の座に君臨してきた。いわゆる“高度経済成長期”の過程において、県の開発行政を担ったのが、自民党の竹内俊吉と北村正哉の両知事に他ならない。竹内は、1963年に衆議院議員から転じて知事に当選、1979年まで知事の座についていたし、また、その後継者で県議・副知事から転じた北村も、1979年から1995年まで知事の座にあった。両知事は各々、四期16年の長期間県政を支配、都合32年の長きにわたり県政を牛耳り、しかもこの間に、「むつ小川原開発」を促進、「核燃料サイクル施設」の建設に邁進してきた⁽⁸⁾。

竹内は1963年3月2日、民選三代目の知事に就任して以来、四期16年にわたって県政を運営、その間、むつ製鉄の崩壊やフジ製糖青森工場の閉鎖、米の減反、および原子力船「むつ」の放射線漏れ事故の処理など、多くの難題に直面しながら、政府の原子力行政に協力、また転作作物の定着化に取り組んだ。そして、一貫して地域格差の是正に積極的姿勢を示し、むつ小川原開発や津軽総合開発に政治生命をかけ、本県政治史に大きな足跡を残した⁽⁹⁾。

高度経済成長という“開発の時代”に、竹内知事は、政治理念として「産業構造を転換して県民所得の向上を図る」ことを掲げ、それは竹内知事の政治姿勢でもあった「後進性からの脱却と地域格差の是正」とも符合した。知事就任後の初の記者会見で竹内は、「東京以西に支配されていた

政治、経済上の沿革的な東北の遅れをどうして取り戻すかを基本的な立場に、まず後進性の脱却に取り組む」と述べて、竹内県政を発足させた。竹内知事は、いわば青森県の“開発時代の明暗”を生きた人物で、開発行政の先頭に立ってきた。その意味で、「むつ小川原開発」問題および「核燃料施設サイクル」問題は、竹内知事の時代にその源があった、といつてよい⁽¹⁰⁾。

一方、北村が知事に就任したのは、1979年2月26日のことである。知事任期16年間の前半には、1973年の第一次石油ショックを契機に我が国の経済は下降線をたどり、また1978年には、円高で企業倒産が続出するなど、構造不況が深刻化、ちょうど経済が低成長に入りつつあった時期である。また知事任期の後半においては、バブル経済の崩壊がそれに追い打ちをかけた。北村は知事として、国策の名のもとに促進したむつ小川原開発の渋滞、核燃システム施設の設置、および東北新幹線盛岡以北の着工延期などを担ってきた。留意すべきは、北村が知事時代に、他の県では決して引き受けなかった原子力船「むつ」や、核燃料サイクル施設などを引き受けたことだ。「民政安定上、支障がなければ国策に協力する」が、北村知事の政治姿勢に他ならず、住民からの大きな反対意見が渦巻く中で、国の原子力政策をバックアップしたのは、保守政治家として強い信念があった、からであろう⁽¹¹⁾。

② 開発行政と「核燃料サイクル施設」

いわゆる「六ヶ所再処理工場」とは、日本原燃が所有する核燃料の再処理工場であり、1993年から約2兆1,900億円の費用をかけて、六ヶ所村の弥栄平地区において建設が進められ、現在も試運転中である。要するに、それは、全国各地における原発で燃やされた使用済み核燃料を集め、その中から核燃料のウランとプルトニウムを取り出す再処理工場である。最大処理能力はウラン800t/年、使用済燃料貯蔵容量はウラン3,000t/年で、

2010年の本格稼働を予定して、アクティブ試験という試運転を行ってきた。試運転の終了は当初2009年2月を予定していた。だが、様々なトラブルが相次ぎ、「時期未定」としたケースを含めて22回も延期している。例えば、2014年10月の時点では、2016年3月に完成時期を設定していた。このような延期により、当初発表されていた建設費用は7,600億円だったものの、2011年2月には、何と2兆1,930億円と約2.8倍以上にも膨らんでしまった⁽¹²⁾。

それでは何故、青森県と六ヶ所村は、むつ小川原開発用地に核燃料サイクル施設を受け入れたのであろうか。この点に関して、例えば、長谷川公一は次の三つの理由を挙げている。

第一は、青森県と六ヶ所村当局にとって、企業誘致が容易に進まず、当初計画が暗礁に乗り上げ、5,200ヘクタールの遊休地と、1983年の段階で約1,400億円の龐大な累積赤字を抱えていた小川原開発の打開策として、つまり石油科学コンビナート計画の代替プロジェクトとして、核燃料サイクル施設を位置づけた。

第二は、下北半島の関根浜では用地の買収手続きが必要で、東通村では漁業補償が難航していた。だが、むつ小川原開発用地の方は、用地買収がほぼ完了、漁業補償も終了していた。他の二つの地域に比べると、むつ小川原開発用地の方が事業遂行に障害が少なかった。

第三に、六ヶ所村では、1984年の前年までに国家石油備蓄基地の三分の二が完成、残りの分についても本体の建設工事が終わろうとする時期だった。企業立地の目途がたたないまま、雇用不安は現実化していた。むつ小川原開発計画を前提とする限り、六ヶ所村当局としては、核燃料施設を受け入れることが現状打開の現実的な選択であった⁽¹³⁾。

3. 「核燃反対運動」の序幕—米内山訴訟

① 米内山訴訟の背景

青森県において核燃反対運動が頂点に達したのは、1990年前後である。ただ、反核燃運動の兆しは、既に10年前の1979年、「米内山訴訟」という形で生じていた。もちろん、米内山訴訟は、小川原開発という巨大な人為的現象について、そのほんの一部分に関する訴訟である。しかし、その部分の摘出・検査を通じて全体の問題点を診断することができよう。その全体の問題点とは、一人青森県民のみならず、核燃料サイクル基地を抱える日本国民全体の運命に関する重大案件となった⁽¹⁴⁾。

米内山訴訟は、第一に、むつ小川原開発計画の虚構性と欺瞞性にみちた本質、矛盾と破綻の実態を白日の下に暴露することを目的として提起された。第二に、このような開発の本性を熟知しながら六ヶ所村民の生存権を無視して計画を推進した青森県、国、経団連（電力会社）などの責任を糾弾しようとした。

訴訟の形態は、過大な漁業補償金の返還を県に代わって求める「損害賠償代位請求事件」である。つまり、当時の北村正武・知事の賠償責任を追及する過程において、むつ小川原開発の本質と責任の所在を明白にすることを目的とする訴訟で、同時に納税者である青森県民の一人として県に代わり首長（知事）の違法行為を提示したものだ。ここで大事なことは、裁判の審理過程において、国や県への政策批判、情報公開、および世論への働きかけを通じて、住民運動だけでは獲得できない代償的、補充的成果を引き出したことだ。要するに、米内山訴訟は、裁判の手法を利用した“実質的な住民による反対運動”であった、と位置づけることができよう⁽¹⁵⁾。

確かに、この訴訟は一見したところ、補償金を受け取った漁民を敵に回すようであり、分かりにくい面を有している。だが、米内山ら関係者は、そのような懸念を乗り越え、この訴訟の中で、問題の背景となっていた巨大開発の欺瞞性の本質を暴露することに成功した⁽¹⁶⁾。

② 米内山訴訟の経緯

米内山らの訴えの概要を紹介すれば、次の通りである。1979年6月14日に被告（北村正哉）は、青森県知事として、六ヶ所村所在の二つの漁協、すなわち、六ヶ所村海水漁業組合（海水漁港）と六ヶ所村漁業協同組合（村漁協）との間で、両漁協の共同漁業などの放棄に対する補償などに関する協定を結んだ。その中で、県は海水漁協に対しては118億円、一方、村漁協の対しては15億円の保証金を支払うことを約束、同月20日にこれを支払った。ところが、この保証額は、両漁協の実際の漁獲量、漁獲金額、および純収益額を数倍あるいは十数倍に水増しした数値を根拠としたもので、被告はそれを知りつつ、あるいは知り得たのにあえて上記金額を支払ったので、その違法な公金支出により青森県に損害を与えた。その損害額は、上記金額から正当な補償金額と思われる33億円を除いた100億円で、これを青森県に支払うべきである、というのが原告側の主張の骨子である⁽¹⁷⁾。

米内山訴訟の成果は、第一審の青森地方裁判所と提訴審の仙台高等裁判所が、漁業補償金の「政治的加算」がなされた事実を認めたことで、それは訴訟の最大の成果であった。つまり、漁協との交渉にあたり、県が統計資料や実態調査に基づき算出した当初の提示案が妥当な補償額であると判断、それを超える約66億円が政策的に加算した金額であると認定したのだ⁽¹⁸⁾。

米内山訴訟では、一方で政治的加算があったものの、それは違法ではないという結論になり、訴訟そのものでは、北村正哉・知事の法的責任を問うことができなかった。しかしながら、むつ小川原開発の実態、行政の無責任さ、および責任逃れなど数々の問題点を浮き彫りにし、わかりやすい形で世論に訴えることができたのは、大きな収穫であった。

③ 米内山訴訟の影響

米内山訴訟はその後1985年9月10日、青森地裁が請求棄却、1985年9月28日、仙台高裁も提訴を棄却、そして1989年7月14日、最高裁が上告棄却する、という経過をたどった。しかしながら、折しも、上告棄却の前日である7月13日に、「核燃阻止1万人訴訟原告団」がウラン濃縮工場の事業許可の取り消しを求める訴訟をおこした。このことは、米内山訴訟が次の訴訟に引き継がれ、核燃反対運動の灯りとして続き、さらなる政治運動へと高まる契機となった⁽¹⁹⁾。

今日では、原子力政策は既に行き詰まり、核燃料施設サイクルも挫折、原発から出る廃棄物の行き場も定まらない状態にある。その結果、実際には、六ヶ所村は当初の低レベルのものだけでなく、外国から返還された高レベルのものをはじめとする、我が国で生み出されたすべての放射性廃棄物の搬入場所・集積場所に変わりつつある⁽²⁰⁾。我々は、その事実を決して座視してならない。

4. 「核燃施設反対運動」の前進と後退

原発ないし核燃施設反対運動の背景と実態については、社会学者の小熊英治が、以下のように要領よく説明している。すなわち、最初に「日本の原発反対運動は、1960年代後半から始まった。その担い手は、社会構造の歴史的变化に応じて、いくつかの種類にわかれる。第一の層は、原発立地地域の農業者と漁業者である。日本の原発は冷却水の必要から海沿いに建てられるため、地権者の農民だけでなく、漁民の漁業権が問題になることが多い。彼らが土地と漁業権を譲渡しない限り、原発は建てられない。第二は、労働組合と社会党、および知識人である。とくに立地地域の近隣にある地方都市の労組、社会党員、弁護士、教員、学生、科学者などが、農民や漁民の運動を支援してきた。この層は、もともと日本の労働運動や平和運動の担い手でもあった」、と指摘。

その上で、「上記の二つは、日本社会が発展途上国の特徴を残していた時代の、いわば伝統的社会的社会層である。運動の強さも伝統的社会にみあったもので、農民や労働者は共同体とのつながりを基盤としており、学者や弁護士は知的権威を基盤としていた。70年代においては、原発反対運動は水俣病訴訟や成田空港反対運動などと並列に語られがちだったが、それは担い手の社会層が似通っていたためでもある」と主張。

最後に、「日本の原発は、大部分は1960年代までに選定された立地地点に建っている。いちど原発を受け入れた自治体は、補助金を目当てに増設を要請しつづけた。もっとも貧困な県である青森県では、1980年代にプルトニウム抽出工場を受け入れさせるため、電力業界は立地自治体だけでなく全県の市町村に寄付金を配布するシステムをつくりあげ、強力だった反対運動を沈静化した」と結論する⁽²¹⁾。

以上の知見を踏まえた上で、次に、核燃反対運動が最も昂揚した象徴的な事例として、青森県の1989年参議院・通常選挙、および1990年の衆議院・総選挙、並びに核燃反対運動が衰退していく契機となった1991年の知事選の結果を分析する。

① 1989年参議院・通常選挙

既述のように、六ヶ所村の核燃料サイクル施設建設の計画は、国、県、および電力業界の後押しもあって大きく進展した。ただその一方で、同施設を巡る情勢も一段と厳しさを増し、核燃施設反対運動が政治的課題となり、各段階での選挙で重要な争点の一つとして登場してきた。

青森県が六ヶ所村に核燃料施設の立地を受け入れたのは1985年4月、「電気事業連合会（以下、電事連と略す）」の正式要請を受けてから約9ヵ月後であった。国内の原発の核燃料を製造するウラン濃縮工場、原発から出る低レベル放射性廃棄物の貯蔵センター、原発の使用済燃料からプルトニウムと燃え残りのウランを取り出す再処理工場が、三点セットの施設サ

イクルの内訳である。

濃縮工場、貯蔵センターは日本原燃産業が、再処理施設は日本原燃センターが建設することになっており、原燃産業は1987年春に濃縮工場の事業許可申請を国に提出、8月に許可が下り、10月から着工した。第一期工事は1991年に完成、操業を目指した。これが完成すれば、最終的に、100万キロワットの原発12基分の核燃料を供給する予定であった。また原燃産業は、貯蔵センターの事業許可申請を4月に国に提出、第一基工事は1991年に完成させ、操業を目指した⁽²²⁾。

こうした核燃施設計画の進展に対して、国は同施設を電源三法交付金の対象とすることを決定、1988年度から交付を開始、総額は約370億円に達し、六ヶ所村などむつ小川原地域の15市長村はこの交付金で、地域の振興事業を行うことになる。県もまた、100億円のむつ小川原地域・産業振興基金を創設、1989年度から毎年生まれる約4億円の利子を使用した地域振興事業をスタートさせた⁽²³⁾。

しかし、その一方で、核燃施設反対運動は一段と激しくなり、立地受け入れについて地域住民の合意が崩れかねない状況も生じた。特に、農畜産物への風評被害を恐れる津軽地方の農業従事者の間で反対の声が高まった。1988年12月の県農協・農業者代表者会議では、核燃白紙撤回決議を契機にその傾向が強まり、反対決議を含め撤回の意思表示をした農協は県内で三分の一以上に達した。また、反核燃市民グループが、8月に「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団」を結成、10月には、ウラン濃縮工場の事業許可取り消しを求めて、国に異議申し立てを提出した⁽²⁴⁾。

当時の北村知事は10月14日、ウラン濃縮工場が着工されたことについて、地域の利点を次のように述べている。「わが国の原子燃料サイクル確立に向けての第一歩。建設段階での雇用効果、経済効果はもちろん地域に対する文化、教育面にも影響があると考えられ全体として大きなメリットがある。事業者は、事業の推進に当たって一層県民の理解と協力を得るよう努

力してほしい。工事の安全にも最善の注意を払い、人身事故等が絶対おこらぬよう万全を期されたい」⁽²⁵⁾。

核燃問題については、12月に開催されていた県議会の定例会の一般質問において、自民党の高橋弘一、社会党の細井石太郎、および共産党の工藤章の三人の議員が重点的に取り上げ、県側の姿勢を批判した。その際、北村知事は、核燃施設の賛否を問う県民投票を実施する考えがないことを、明確に表明して驚かせた⁽²⁶⁾。

こうした状況の中で、第15回参議院・通常選挙が、1989年7月23日に実施されたのである。投票の結果、無所属新人で社会党の推薦した三上隆雄が35万3,892票を獲得、保守系無所属で前職の松尾官平（17万7,516票）に17万6,376票の大差をつけて、初当選の栄に浴した。青森県の参議院選史上、革新系候補が議席を確保したのは、初めてのことで、「保守王国」の一角にくさびを打ち込んだ形となった。反自民の追い風に乗った三上候補は、農村部を中心に支持を広げ、都市部にも浸透するなど“労農提携”や“核燃反対”の主張が功を奏した、といってよい。なお、投票率は61.45%であった⁽²⁷⁾。

選挙運動の過程では、自民党公認で新人の高橋長次郎が終盤に入って追いついて9万8,080票獲得した。しかし逆風の中で苦杯をなめて落選、自民党は前回の1986年に続き連敗を喫した。その他に、共産党の堀幸光が2万8,985票を獲得、緑の党の高田売子は1万9,490票にとどまった。こうして参院選の結果は、「核燃の賛否を問う県民投票」と位置づけた三上候補が大量得票を得たことで、核燃を推進する立場にある自民党県連と北村県政にとって大きな打撃となったのは、否めない⁽²⁸⁾。

上述のように、参議院・通常選挙の本県選挙区では、社会党が推薦した農政連県本部の幹事長である三上隆雄候補が、5人の候補者が乱立する中で混戦を抜け出して、勝利を手にした。それでは、勝利の背景は一体何か。革新系の三上候補の勝利は、時代が確実に変化しつつあるという感触を与

える選挙結果であった。いかえれば、これまでの参議院選で保守が独占してきた議席を奪ったということで、しかも「労農提携」という形でそれがなしとげられたということは、青森県にとって画期的な出来事であった⁽²⁹⁾。

今回の参院・通常選挙では、農政、核燃料サイクル問題、消費税、およびリクルート事件など、従来になく争点が明確であった。ことに、農政と核燃問題は県政における最重要課題となっており、有権者の投票行動に大きな影響を与えた。こうした状況の中で、自民党の農政批判、核燃料反対、および消費税廃止を前面に掲げて戦った三上候補が勝利したことは、これまで保守勢力を支えてきた農村部の地殻変動、反核燃運動の広がり、女性層の自民党離れを浮き彫りにした。

それに対し、保守陣営は二人の候補が共倒れの結果を招き、有権者から厳しい反撃を浴びた。いわば分裂選挙の中で、国会議員団や県議団の足並みが乱れ、身内から“反乱者”もでた自民党県連の受けた衝撃は大きかった⁽³⁰⁾。

政治学者の故・木村良一は、今回の参議院選の意義を次のように指摘している。「即日開票の結果、“核燃の是非を問う県民の批判投票”と位置づけた三上隆雄の初当選となった。社会党が推薦した革新系参議員の誕生は、県参議院選挙史上初めてのことである。三上は津軽地方を始め全県的な強みをみせ、保守の二人を含めた得票をも上回った。農村部では、社会党や県労が表に出ず、農協青年部や婦人部を中心の運動を展開、自民党農政の批判を強調し、保守色の強い農民層にも食い込んだ。こうした農政への危機感を訴える作戦は、津軽地方では圧勝に繋がっただけでなく、上十三、下北でも勝った。……社会党は農村部では表に出なかったが、都市部では、消費税、リクルート事件を全面的に展開、青森市でも三上が圧勝、松尾、高橋が地盤とする八戸市でも両氏に勝ったことは、この選挙で労農がいかにうまく機能したかを物語った。本県の選挙ではこれまで、こうした動き

が見られなかったことから、これを“三上隆雄現象”と名付けておくことにする」⁽³¹⁾。

今回、参議院・通常選挙で勝利を取めた三上は、勝利の背景を次のように語った。「核燃については“私への支持が全部反核燃でないにしても、得票の大部分は反核燃の意思が含まれていると思う”。（今回の選挙は核燃の是非を問う）県民投票と位置づけてやってきた。知事もその結果を踏まえて対応するものと思う」と⁽³²⁾。

これに対して、北村知事は「自民党への風当たりが予想外に厳しかったことが反映した。農業の将来への危機感が得票に表れた」と語る一方、争点の核燃問題については「結果的に影響した」としながらも、「この結果が即、建設反対との県民意思の反映とは考えにくい」との見解を示し、基本的な考えに変わらないことを強調した。また核燃建設の住民投票に関しては、「いろいろな考えがあるが、今でも住民投票の考えを持っていない」と語り大きな批判を受けた⁽³³⁾。

② 1990年衆議院・総選挙

続いて、翌1990年衆議院・総選挙が行われ、反核燃運動を標榜する社会党の公認候補者が2議席を獲得した。総選挙は12月18日に行われ、消費税の存続や核燃サイクルの是非などが最大の争点となった。青森県では、第一区および第二区とも反自民の追い風に乗る社会党が議席を奪回、前回の1988年に構築した自民党の「独占体制」を三年半で崩壊させたのである。

当選者は、第一区において、社会党の関晴正（16万1,579票）がトップで返り咲き、それに続いて、自民党の田名部匡省（10万6,949票）、自民党の津島雄二（8万8,328票）、および自民党の大島理森（8万4,302票）が議席を死守した。自民党の竹中修一（6万9,803票）は次点で泣き、6期目の当選に届かなかった。

一方、第二区では、社会党の山内弘（7万1,855票）が二位に食い込み、

22年ぶりに社会党に議席をもたらし、自民党の木村守男（7万7,687票）が一位で、同じく自民党の田沢吉郎（6万7,972票）が三位で当選した。なお、連続10期の当選を目指した、自民党の竹内黎一（6万5,555票）は、落選の憂き目をみた。投票率は激戦を反映して高く、第一区では73.64%、第二区では76.07%を記録した⁽³⁴⁾。

今回の総選挙の特色は、これまで本県で7議席を独占してきた自民党が2議席を減らして5議席に後退、空白だった社会党が一挙に2議席を獲得したことだ。前年の参議選で吹き荒れた反自民・反核燃の風が依然として吹き続けており、自民党勢力は苦戦を強いられた。こうした状況の中で、竹中修一、竹内黎一のベテラン勢が落選、世代交代を印象づけた。これに対して、社会党は、反核燃や農政批判を前面に掲げて躍進、それは翌年に予定されていた、知事選、統一地方選にも大きな影響をもたらすことは必至である、と見られた⁽³⁵⁾。

今回の衆議院・総選挙の特色を、『デーリー東北』紙は「時評“改めて示した反核燃意識”」の中で次のように伝えている。「青森県では極めて明快に核燃料サイクル施設立地の是非（核燃問題）を最大の争点にした自民党と革新との対決となった。……今回の衆院選で反核燃を訴えた社会党の議席奪還は、県民の間に広がっている反核燃意識の高まりを改めて示したものとしよう。反自民票はもちろん核燃反対がすべてではあるまい。消費税や農政問題に対する自民党批判も強かった。自民党後退の潮流は全国的なものだ。しかし本県は、自民党が7議席独占という保守大国だった。あくまでも仮定の話だが、もし核燃問題が存在しなかったなら、結果はどんなものであったか」⁽³⁶⁾。

③ 1991年知事選挙

第13回県知事選挙は、1991年2月3日に行われた。投票の結果、自民党公認で民社党が支持する北村正武・現知事が32万5,985票を獲得、反核燃

統一候補で社会党と共産党推薦の金沢茂・弁護士（24万7,929票）に7万8,056票の差をつけて、四選を果たした。なお、参議院議員の職を投げ打って無所属から出馬した山崎竜男は、16万7,558票にとどまった。選挙戦が激戦であったことを反映して、投票率は66.46%に達し、前回の48.30%を18.16ポイントも上回った⁽³⁷⁾。

今回の知事選において、結果的に有権者は保守県政の継続を選択した。北村陣営は、保守分裂と核燃問題に絡む革新勢力の台頭を逆に利用して組織内で危機感をあおり、これをテコにして自民党票をまとめあげ、それが勝因につながった、といえる。県民の相対的多数は、核燃に不安を抱きながらも、再び保守に回帰したのだ。選挙結果を見る限り、直接的な利害関係の絡む、身近な知事選と国政選挙とは違うのだ、という意味を表明した形となった。確かに、強力な保守勢力の壁の前に、反核燃勢力は敗退を余儀なくされたとはいえ、留意すべきは、北沢候補と山崎候補とが獲得した41万5,487票という「反北村票」の存在を考えれば、既に青森県が保守勢力の「金城湯池」ではなくなった、ことを意味する⁽³⁸⁾。

今回の知事選挙は、県政史上まれに見る激戦となった。選挙戦で最大の争点となった核燃への立場は、北村知事が「推進に協力」、金沢弁護士は「白紙撤回」、そして山崎参議員は「凍結」と、三者三様であった⁽³⁹⁾。

選挙戦では、北村陣営の攻勢はすさまじかった。自民党は海部首相を始め、橋本蔵相ら閣僚、党三役など豪華な支援者を送り込んできた。また、核燃に否定的な候補者が勝利することに危機感を抱いた電力業界が全面的に支援態勢を組み、多数の電力社員を運動員として投入した。こうして、北村知事は反核燃の風圧をかわして、金沢候補に約8万の票差をつけて四選を果たし、結果的に県民は北村の「経験と実績」を選択した形となった⁽⁴⁰⁾。

今回の知事選について、政治学者の故・木村良一は、次のように分析する。「保守分裂では勝てない、という自民党の危機感が総力戦を発揮した

ことや、また党本部や電気連の総力戦が功を奏した。電力関係者だけでなく、本県への進出企業の本社から下請け孫下請けへと二重三重の働きかけがあった選挙であった。それに北村候補の副知事時代を含めて24年間で形成した権力構造が反核燃勢力を閉じ込めた」⁽⁴¹⁾。

知事選挙で四選を果たした北村正哉は記者会見で、最大の争点となった核燃施設への対応について次のように語った。「核燃については、“推進”ではなく、推進する事業者、これをバックアップする国に協力する“協力派”だ。……核燃施設工事の推進に（私の当選は）プラスになる。……日本は核アレルギーが強いから、（反対運動は）簡単に収まらない。安全性の認識を抱くのが基本だ」⁽⁴²⁾。

一方、敗れた核燃白紙撤回を訴えた金沢茂候補は、「県民は核燃とともに生きる道を選んだ。残念でならない」としながらも、「愛する郷土と子供たちのために、核燃を止めるための戦いを続けよう」と呼びかけた⁽⁴³⁾。

今回の知事選挙では、反核派の農業団体、労働組合、市民グループが初めて大同団結し、反核燃統一候補として金沢茂弁護士を擁立、社会党、共産党の両党の支援も得て、知事選を核燃の白紙撤回か、それとも存続かを懸けた“天王山の戦い”と位置づけた。しかし、知事選では、県民の多数が北村知事に県政の運営を託した。知事選を事実上の県民投票と位置づけてきた反核燃派にとって、今回の敗退は致命傷に等しい敗北となった。というのも反核燃運動のような市民運動は、一般に大衆からの支持を得られるかどうかカギとなるからだ。確かに、反核燃機運は依然として根強いものの、今後は核燃阻止を主張する根拠として、単純に県民世論を振りかざすことが出来なくなった、といわねばならない⁽⁴⁴⁾。

参考までに、1989年参院選、および1991年の知事選と全県レベルの選挙で、候補者たちが三大都市で得票した数字を掲げておく。それを一瞥すると、1989年の参院選で、三上候補は青森市において、6万8,635票獲得していた。一方、1991年の知事選では、金沢候補は地元の青森市で4万

8,378票にとどまり、2万0,457票も減らしており、北村知事（6万0,330票）に大きく差をつけられている。それが選挙での大きな敗因の一つとなった。なお、弘前市では金沢候補は北村知事を8,922票も上回っていた。その意味で、三上陣営の選挙運動の作戦に過ちがあった、といわねばならない。

図表① 1989年参議院選の三代都市別得票

	三上隆雄	松尾官平	高橋長次郎(自民)	堀幸光(共産)
青森市	6万8,635票	3万5,438票	1万1,515票	7,437票
弘前市	4万8,516	1万5,188	5,720	5,669
八戸市	3万6,618	2万4,029	3万4,663	3,624

出典：『東奥日報』1989年7月24日より筆者作成

図表② 1991年知事選の三代都市別得票

	北村正哉	金沢 茂	山崎竜男
青森市	6万0,330票	4万8,378票	3万5,848票
弘前市	2万6,069	3万4,991	2万1,191
八戸市	5万1,935	3万7,260	1万7,961

出典：『東奥日報』1991年2月4日より筆者作成

上で述べたように、金澤茂候補は、社会党と共産党が推薦したにもかかわらず、知事選挙で惜敗した。金澤は後日、立候補した理由を次のように述べている。「政治経験の全くない、しかも無名の私が、あえて反核燃統一候補として立候補を決意した理由はただ一つ、核燃阻止の大義のためである。勝てば、事業者との立地基本協定を破棄し、青森県の核燃推進政策を転換できる。保守・革新の枠を超えて県民の約六割が核燃に反対とのマスコミの世論調査からすれば、核燃が最大の争点となるこの選挙は、反核燃側にも勝てるチャンスがあると見られていた」⁽⁴⁵⁾。

5. 六ヶ所村の「核燃反対運動」

① 「小川原開発」と寺下力三郎・村長

六ヶ所村村長であった寺下力三郎は生涯をかけて、むつ小川原開発に反対の姿勢を貫き、村長退陣後も、核燃料反対運動に身を投じたことで、知られている。寺下は、1912年8月11日に青森県に生まれ、青森県蚕業試験場講習科卒後、岩手県などで蚕業指導員を務め、その後1965年、郷里六ヶ所村の書記となる。助役を経て1969年村長に就任した。1971年8月20日には、村長としてむつ小川原開発計画への反対を表明、巨大開発反対運動の先頭に立ってきた。なお、寺下が村長だったのは、1969年～1973年の一期4年間である。

その後寺下は、1973年12月2日の村長選挙で、開発推進派の古川伊勢松に敗れてしまう。だが、それ以降も「住民不在の“虚大怪発”」「核燃は核のごみ捨て場」だとして、同計画と核燃料サイクル事業に在野から一貫して反対し続けた。それが評価されて1993年、寺下は環境・公害問題に取り組み社会的不正義をなくすために地域で地道に活動する人たちに贈られる「田尻賞」を受賞している。1999年7月30日死去、享年86歳であった⁽⁴⁶⁾。

上記のように、「むつ小川原開発」計画が発表された当時の村長は、寺下力三郎である。寺下は六ヶ所村の中央地区出身で、純粋な気持ちから先祖代々の土地を重視、「農業者から農地をとり上げて何が残るのか？ 農地を手放した人はどうするのか？」と強く主張、村議会においても、寺下村長は「公害がなければ賛成、県は無公害といっているが、無公害の工場は考えられない」、と答弁している。当時は、石油コンビナートの構想がもちあがり、四日市などの公害が問題になっていたからである。しかし結局、むつ小川原開発の方は石油ショックとも重なり、石油備蓄基地のみとなったのは、否定しようがない⁽⁴⁷⁾。

寺下村長は職員から助役昇進、開発反対を表明して村長に当選した。しかし、村内では次第に条件闘争が支配的となり、推進派に変わった村議会

と村長の対立が深刻となった。議会の開発対策特別委員長が賛成派議員を解職請求したが失敗、逆に、村長リコール運動が起きたがこれも失敗している。

1973年の村長選で古松伊勢松に敗れたとはいえ、寺下は落選してから地域開発反対のシンボルとして活動、また核燃反対の“全国的なシンボルの存在”となった。1973年12月、古川伊勢松（開発賛成）と寺下（開発反対）が村長選挙を競った時、古川2,566票対寺下2,487票と村は二分された状況となり、古川が僅か99票差で当選した。その後、古川村長は4期連続当選を果たし、1973年～1989年、16年間の長期にわたり村長を務めあげ、その間に原子燃料サイクル施設建設を推進してきた。もちろん、反・開発派が立候補した時もあったものの、村長選では開発推進派が一貫して勝利してきた⁽⁴⁸⁾。

六ヶ所村では、古川新村長の誕生の結果、3年の間村内を大きく揺さぶり、県内はもとより全国的に注目されていた「むつ小川原開発」がようやく、推進の方向を打ち出しことになった。だが、石油危機の影響で大型投資は抑制される傾向で、開発推進村政の誕生とはいっても、多くの懸案事項を抱えていた⁽⁴⁹⁾。

② 核燃賛成派の動向

1985年12月1日に、六ヶ所村長選挙が行われた。過去三回の選挙では、開発賛否が争点となり、また利害損失が政争の具となった。しかし今回の場合は、核燃料サイクル施設の立地が最大の争点となったという意味で、六ヶ所村の将来にとって大きな節目の選挙であった。つまり、今回の六ヶ所村長選は、日本の原子力エネルギーの将来の命運を握る選挙だとして、単に青森県のみならず、全国的な焦点となった。しかし、開票結果は、現職の古川伊勢松・村長が、滝口作平と中村雄喜の二人に大差をつけて四選を果たした。核燃料サイクル施設立地を最大の争点として選挙が競われ、

「積極推進」する古川村長と「白紙撤回」を唱える滝口との一騎打ちとなった。だが、選挙結果を見る限り、村民は推進派を支持した、といわねばならない⁽⁵⁰⁾。

六ヶ所村が核燃料サイクル三事業の受け入れを決めてから11ヵ月、今回の村長選は、初の村民審判をあおぐ機会でもあった。結果は現職古川市長の四選に終わり、村民は核燃事業を明確に選択、推進を追認することになった。国、県にとっては、むつ市長選に推進候補を当選させたのに続いて、今回の勝利を通じて下北半島における原子力開発構想を一段と前進させることになった⁽⁵¹⁾。

『東奥日報』紙は、解説記事の中で“重い2,400票を超す批判票”と題して、古川、滝口両氏の得票内容から見て村内になお波乱含みの要素を残している、次のように分析している。「保守系野党をも結集し村議20中19人を擁した古川氏の勝利は当初から確実視されていた。(だから)焦点は社会党支持で立地受諾の白紙撤回を訴えた滝口氏がどれだけ支持を広げることが注目された。この結果、滝口氏が2千票台に達した意味は大きい。……上限1,500票台と目されながらこれを900票上回った。古川陣営はこの得票に衝撃を受けている。その原因は、①強圧的とされる古川氏の政治姿勢に対する反発、②核燃料に対する特に婦人層を中心にした不安感—の二つが交錯しながら滝口氏に流れたとみられる。また立地合意形成が不十分とし白紙撤回を訴えたことから地元レベルの合意形成は必ずしも熟していなかった—ともいえよう。……このため古川氏は四選を果たしたとはいっても、内容的に完全勝利とはいいがたい」⁽⁵²⁾。

六ヶ所村の実態に詳しい社会派ルポライターの鎌田慧は、今回の村長選挙を次のように総括している。「暮れの村長選挙では、古川村長が四選されたが、反対派は票を伸ばした」と認識。その上で「滝口候補が取った2,469票は、反対同盟が健在だった73年選挙の寺下票の2,487票とほぼ同じである。この数字が、核燃反対運動がもう一度たかみに登りはじめたこと

を示している。明るい敗戦だった」と評価。最後に、「古川候補が自民党本部や県連からの1億円以上の公認料や資金援助を得ているのにたいして、滝口さんは19人の村議、農漁協、商工会、建設会社などの団体をすべて敵にまわし、村の人たちのカンパと炊きだしの草の根選挙でこれだけ票を伸ばしていた。核燃問題を真正面に据えたのが成功したのである」と指摘した⁽⁵³⁾。

このような批判に対し、「核燃選挙」で四選された古川村長は、次のように断言した。「村の現実はどうだ。開発のおかげで進学率は100%近くになったが、年間220~30人もの若者が村を出ている。働きたくても場がない。このままでは過疎化の一途。村に21世紀の未来はない。核燃施設を立地して村の発展を図り、若い者に就職の場を確保したい。村政最大の課題で、村長に課せられた責務。私はこれをやるため懸命に取り組む」⁽⁵⁴⁾。

③ 核燃反対派の動向

既に述べたように、六ヶ所村では、過去30年以上にわたり、開発に賛成か反対、また核燃に賛成か反対かをめぐり、村を二分する形で村長選が繰り返されてきた。しかし、そのたびに勝利してきたのは、「推進派」候補者に他ならない。一時は、互角の勝負をした推進派、反対派であったものの、現在では推進派一色となった。実際、2014年6月の村長選で勝利した戸田衛も、「サイクル事業と共存共栄」を掲げて、圧倒的票差で圧勝した⁽⁵⁵⁾。

反対派衰退の契機は、1989年の村長選において「核燃凍結派」の土田浩が当選してからだ、といわれる。ここで“凍結”というのは、単に選挙向けの公約にすぎず、春になれば溶ける雪と同じで、慎重に推進するという意味にすぎない。土田は選挙前に村内の反核燃団体と「再処理工場の是非は村民投票で決定する」と政策協定を結んだものの、それが実行されたという話は全く聞かない⁽⁵⁶⁾。

六ヶ所村では現在、核燃反対を公言する人はほとんどいなくなった。今の反対派は村外在住者が多数で、いわばよそ者である。だから、村民は「そもそも、核燃は論戦になっていない。立派なことをいっても都会なら何とかなるが、田舎では票を取れない、反核燃のネットワークはあるんだろうが、それ以外の“地域との交流”があまりない」、と語る⁽⁵⁷⁾。

例えば、『毎日新聞』の伊藤奈々恵・記者が伝えているように、「反対派住民がほとんどいなくなったのは、(核燃サイクル施設建設の)結果として道路や学校、漁業施設などの整備が進み、村がよくなったからだ」、と行って過言でない⁽⁵⁸⁾。

実際、核燃施設を受け入れることで、六ヶ所村の財政は豊かになったのだ。1985年度は約17億円だった税収入が、2013年度には約76億円と4倍以上になったし、核燃事業を展開する日本原燃(六ヶ所村)の社員2,539人のうちで、295人は村出身で約1割強を占め、出稼ぎ者の数も2013年度は180人に減少した⁽⁵⁹⁾。

六ヶ所村は、核燃関連施設の恩恵により、村税が多く納入されるなど税収は豊かである。国、県への依存財源は25%あまり存在するものの、地方交付税交付金を受けておらず、村の予算規模は周辺同規模の町村の倍以上である。このような財政状況を反映して村内に下水道・浄化槽施設、診療所、健康施設が整備されるなどインフラ整備は進んでいる。だから、「平成の大合併」でも、周辺市町村との合併には否定的であった。そのためもあってかどうか定かでないが、福島での「3.11原発事故」があった後も、核燃反対派が支配的となる動きはほとんどない。

6. おわりに—「核燃反対運動」の意義と課題

既述のように、1989年7月に行われた参議院・通常選挙では、核燃反対を唱える社会党推薦の三上隆雄候補が勝利した。三上候補が掲げた基本政策は、①核燃反対、②展望の持てる農政の確立、③消費税廃止、④金権腐

敗政治の追及であった。核燃反対について、三上候補は「私への支持が全部反核燃でないにしても、得票の大部分は反核燃の意思が含まれていると思う。(今回の選挙は核燃の是非を問う) 県民投票と位置づけてやってきた。知事もその結果を踏まえて対応すると思う」と語った。これに対して、北村知事は記者会見で、次のように参院選での敗退を述べた。核燃サイクル建設問題については、「もちろん、結果に影響を与えたことは否定できないが、即、建設反対という県民意思の反映であったとは考えにくい」と強気の発言を展開、また、選挙結果を県民投票と位置づける見方に対しても、「自分としては住民投票との考えを持っていない。核燃サイクル問題が住民投票になじむかどうかについては検討の余地がある」と、民主的手続きを否定するような発言をした⁽⁶⁰⁾。また、1990年の衆議院・総選挙では、反核燃の社会党候補者が二議席もぎ取った。

だが、核燃料サイクル施設を最大の争点とした1991年2月4日の県知事選では、北村正武・現知事が四選を果たし、反核燃統一候補として核燃の白紙撤回を訴えた金澤茂は、県民の大勢の支持を得ることができなかった。核燃反対派は、知事選を「核燃を止めるための天王山」「核燃の是非を問う事実上の県民投票」だと位置づけた。しかし、その願いは適わなかった。

核燃反対運動が急速に盛り上がり、県内最大の政治争点として浮上してきたのは、1989年7月の参院選、1990年2月の衆院選で核燃白紙撤廃を唱える候補が大勝利するなど、県民の大多数の共感が背景にあったからだ。だが、今回の知事選では、県民の多くが北村現知事に県政の運営を託した。核燃問題だけが当選の帰趨を決めたとはいえないが、結果的に県民は核燃の対応を北村に任せる形となった。しかし、反・核燃運動は依然として根強く、北村知事が地域住民および核燃反対派の行動を念頭に置いた上で、慎重に核燃料サイクル施設の進展を進めざるを得ないのは間違いない⁽⁶¹⁾。

一方、六ヶ所村において、2011年3月11日、福島での原発事故が生じた後も、村では、核燃サイクル推進派が支配的である構図に変わらない。村

長選、村議会選の結果が明確に示しているように、核燃反対運動は盛り上がりには欠け、村民の現実容認の姿勢は、否定しようもない。

我が国では、日本原燃が主体となり、下北半島の六ヶ所村において原子燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、再処理工場、低レベル放射性廃棄物埋設施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設）の建設・操業を進めてきた。実際、ウラン濃縮工場（1992年3月）、低レベル放射性廃棄物埋設センター（1992年12月）、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター（1995年4月）がそれぞれ操業を開始、再処理工場では2016年3月の竣工を目指し、アクティブ試験（使用済燃料を用いた総合試験）が進められてきた。また、プルサーマルの燃料を製造する MOX 燃料工場が2010年10月に着工し、現在、2017年の竣工に向けて建設を進めている。

国、県、および六ヶ所村当局が、そろってエネルギー政策の中心に原発によるエネルギー供給を掲げ、積極的に原子力政策を推進してきたのは間違いない。だがその背後で、放射性廃棄物の処理・処分の問題と使用済み核燃料の再処理によるウラン・プルトニウムの利用の問題をセットで集中的に立地しようと計画してきた。その結果が、六ヶ所村の核燃料サイクル基地計画であった。

こうして、原子力船「むつ」の母港だった、むつ市関根浜に建設予定の「使用済み核燃料中間貯蔵施設（リサイクル燃料設備センター）」は2010年8月に着工、12年7月から操業開始の予定であった。だが、2017年6月現在に至っても、いまだに操業を開始していない。

近年青森県は、建設工事によって地元へ落ちるお金や雇用、電源三法などに期待をして、原子力施設を積極的に誘致してきたとって過言ではない。電力業界側からすれば、受け入れ先のない最終処分場の最終的な候補は「原子力に理解のある」青森県しかない、ということなのであろう。

今日では、核燃料サイクル事業が事実上、「放射性廃棄物処分事業」としての性格を一層強めているのは否めず、その意味で、原子力施設をめぐる

る青森県の行政責任者たちは、国との間で、他の多くの県が忌避してきた原子力施設の受け入れを“取引材料”としてきた。今日、確実にいえることは、六ヶ所村の核燃料サイクル施設が、低レベル放射性廃棄物の埋設センターと海外からの高レベル放射性廃棄物の貯蔵施設、使用済み放射性廃棄物の受け入れ施設を中心とした“原子力発電のゴミ捨て場”になっている事実である⁽⁶²⁾。

新全総の「むつ小川原巨大開発計画」という六ヶ所村に石油化学プラントを中心とする工業基地を建設する計画があっさり頓挫した当時から、いずれこの地域が核のゴミ捨て場となることを危惧した人々は少なくなかった。例えば、いわゆる「米内山訴訟」の原告である、米内山義一郎・元衆議院議員らはその先覚者であった。だが、当時の竹内俊吉・知事や県議会は「電気事業連合会（電事連）から要請を受ける」や、「他にさしたる振興策が見当たらないのだから、しかたがない」、とあっさり受け入れてしまった⁽⁶³⁾。

その後、1998年から2002年にかけて、使用済み核燃料の冷却貯蔵プールの早期供用開始と再処理工場の建設が急ピッチで進んだ。しかし、再処理工場の操業開始は予定よりはるかに遅れており、予定通り年間800トンの処理能力を発揮できる見通しはいまだ立っていない。しかも、軽水炉でのプルサーマル計画が実施されない場合には、使用済み核燃料の再処理自体が完全に必要でなくなってしまう。そのことは、日本の核燃サイクルの計画中止と原子力政策の変更、つまり、脱原発の新しいエネルギー政策への転換へと直結しかねない。

いずれにせよ、高レベル放射性廃棄物という、原子力発電に伴う「ゴミ」の問題は、原発が再稼働するかどうかに関わりなく、解決しなければならない喫緊の課題だ。大切なことは、この放射性廃棄物の処分の実現に向けて道を立てた取り組みを推進して、後世に大きな負担を残さないようにすべきことが、我々に課せられた重要な課題である、ということであ

る。

先に紹介した社会学者の小熊英二は、現在の原発反対運動の現状を以下のように総括している。いわく、「現在の日本では、段階的な原発廃止を求める世論は、約7割にのぼっている。知識人のあいだでは、従来から原発に批判的だった者ばかりでなく、経済自由化論者をはじめとした経済学者たちも原発に批判的な者が多くなった」と指摘。その一方で、「原発推進の姿勢を崩していないのは、官庁、政界、経団連、保守的なマスメディアといった、旧来の日本型工業化社会の中心だった部分の、やや年長の世代である。彼らのなかには、原発を廃止することは、日本型工業化社会のなかで達成された豊かさを放棄することだ、と主張する者が少なくない」と述べ、最後に「これら政界と経済界の中枢部の動きにより、一時的にゆり戻しがあったとしても、中長期的には原発は日本から消えていくだろう。これは社会構造の変化の必然である。問題は、そうした避けられない転換のあいだに日本社会が支払う犠牲を小限におさえること、そして政治の民主化と社会運動の活性化をはかることである」と結論づけている。正に至言である⁽⁶⁴⁾。

私自身は、原発反対や核燃反対運動の今後について、次のように認識している。最後に私見を披露して結びに代えたい。原発に関しては、「3・11」以後、新しく建設することは困難になっている。それは、建設の基準が厳しくなり原発の建設が困難になっているからだ。今後は、風力発電エネルギー、太陽熱発電、および火力発電を合わせて利用、原発を徐々に廃炉にしていくべきであろう。一方、核燃廃棄物については、現在ある核燃廃棄物は、責任をもって六ヶ所村で管理し最終処分する。しかし、今後生じる分は各々立地された場所で最終処分すべきである、と考える。何故なら、比較的新しく建設された原発は、いかなる地震や津波が押し寄せても安全であるという。そうであるなら、そこで永久に管理し処理すればよい⁽⁶⁵⁾。

従来、我が国における原子力行政は、どちらかといえば、「中心（中央

政府)一周辺(地方政府)との間の格差と収奪に象徴される政治的・社会的構造」に象徴されるように、中央と地方の間には、意思決定過程などにおいて、地方の「自己決定」の歴然たる排除と抑圧が見られた。しかし今後は、地元住民の声を直接原子力行政に反映させ、「住民投票」などの場を利用して、自己の置かれた立ち位置を明確に主張していくことこそ、核燃反対の中心課題となろう。その意味で、一方で核燃反対運動の将来は必ずしも暗いというわけではない。

〈注〉

- (1) 船橋春俊「むつ小川原開発問題の経過と概要」船橋春俊, 長谷川公一, 飯島伸子『巨大化地域開発の構想と帰結—むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』〔東京大学出版会, 1998年〕, 40頁。
- (2) 長谷川公一「地域社会と住民運動・市民運動」船橋春俊, 長谷川公一, 飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』〔有斐閣, 2012年〕, 224~225頁。
- (3) 同上。
- (4) 同上, 240頁。
- (5) 同上。
- (6) 『東奥日報』1991年2月4日。
- (7) 長谷川, 前掲書「地域社会と住民運動・市民運動」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学』, 242頁。
- (8) 藤本一美『戦後青森県政治史 1945年~2015年』〔志學社, 2016年〕, 502頁, 513頁。
- (9) 『陸奥新報』1979年2月25日, なお, 竹内県政については, さしあたり, 同上『戦後青森県政治史 1945年~2015年』, 第四部, 第3章「竹内俊吉・知事(1963~1979年)」を参照されたい。
- (10) 同上。
- (11) 『回想県政50年—前青森県副知事 山内善郎』〔北の街社, 1997年〕, 352~353, 357頁, 『人生80年—前青森県知事 北村正哉の軌跡』〔アクセス21世紀出版, 2000年〕, 150~151頁。
- (12) 鎌田慧・斉藤光政『ルポ 下北核半島—原発と基地と人々』〔岩波書店, 2011年〕, 参照。
- (13) 長谷川, 前掲書「核燃料サイクル問題の経過と概要」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『巨大地域開発の構想と帰結—むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』,

- 53～54頁。
- (14) 清水誠「米内山訴訟の意義—「巨大開発」の欺瞞との戦い—」『公害研究』14巻4号〔1985年4月〕, 57頁。
- (15) 『米内山義一郎の思想と軌跡—むつ小川原開発との戦い』〔有限会社マイプリント, 1999年〕, 118頁。
- (16) 清水誠「米内山さんの歩みと語録—市民法の鑑」『法律時報』71巻8号〔1999年7月〕, 113頁。
- (17) 清水, 前掲書「米内山訴訟の意義—「巨大開発」の欺瞞との戦い—」53頁, 「漁業補償は水増し—むつ小川原」『東奥日報』1979年8月4日, 「米内山氏が提訴—むつ小川原漁業補償」同上, 1979年10月24日。
- (18) 前掲書『米内山義一郎の思想と軌跡—むつ小川原開発との戦い』, 119～120頁。
- (19) 同上, 238頁, 「ウラン濃縮工場で1万人原告団—許可取り消し求め提訴」『東奥日報』1989年7月14日。
- (20) 清水, 前掲書「米内山さんの歩みと語録—市民法の鑑」, 114頁。
- (21) 小熊英二「日本の原発と原発反対運動の歴史社会学的考察」ieas.berkeley.edu/events/pdf/2012.04.20_sustainability.
- (22) 『東奥年鑑 1989年版』〔東奥日報社, 1988年〕, 135頁。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 『東奥日報』1988年10月15日。
- (26) 北村知事は, 立地受諾が正規の手続きを経ていることのほか, 「チェルノブイリの事故によって, 県民の間に不安と動揺が高まっている。そんな時期の県民投票には問題がある」, と県民投票に反対する理由を説明, 正確な知識の普及により, 理解を求めていくことを強調した (『東奥日報』1988年12月8日)。
- (27) 三上隆雄は, 1933年相馬村生まれ, 弘前中学卒, 弘前高校中退, 相馬村議5期, 県りんご協会理事, 県農政連幹事長などを経て, 1989年参議院議員に当選, 1995年に落選, 1999年, 青森県議会議員に当選, 以後3期務めた (『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕, 1053頁)。
- (28) 『東奥日報』7月21日, 『東奥年鑑 1990年版』〔東奥日報社, 1989年〕, 192頁。
- (29) 「社説: 参院選本県選挙区を考える」『東奥日報』1989年7月24日。
- (30) 同上, 1989年7月24日。
- (31) 木村良一『青森県参議院選挙』〔北方新社, 1998年〕, 84～85頁。
- (32) 『東奥日報』1989年7月24日。
- (33) 『陸奥新報』1989年7月24日。
- (34) 『東奥日報』1990年2月19日。
- (35) 同上。
- (36) 『デーリー東北』1990年2月19日。

- (37) 『東奥日報』1991年2月4日。
- (38) 『デーリー東北』1991年2月4日、北村知事は勝利したとはいえ、有効票の得票率は43.96%で、前回の61.64%から17.68ポイントも減らして大きく後退、支持率が低下した（『東奥年鑑 1992年版』〔東奥日報社、1991年〕、117頁）。
- (39) 同上。
- (40) 『東奥日報』1991年2月4日、『陸奥新報』1991年2月4日。
- (41) 木村、前掲書『青森県参議院議員選挙』、87頁。
- (42) 『東奥日報』1991年2月4日。
- (43) 同上。
- (44) 「核燃“白紙撤回”通らず一基盤揺るぐ阻止運動」同上、1991年2月4日。
- (45) 金澤茂『弁護士の備忘録』〔北方新社、1991年〕、200頁、今回の知事選を取材したルポライターの鎌田慧は選挙の結果について、次のように分析する。「核燃は争点にならず、反核燃の感情が県の権力、経済構造と保守基盤に吸い込まれていった。……つまり、自民党と電力会社が全面的なバックアップを受けながらも“核燃”を争点にしなかったからこそ、核燃推進候補が勝利したのである」（鎌田慧「ルポ 青森県知事選—“核燃”をはずして勝った核燃推進派候補」『エコノミスト』1991年2月19日号、85頁）
- (46) 『青森20世紀の群像』〔東奥日報社、2000年〕、208頁。
- (47) 光本伸江「青森県六ヶ所村 “エネルギーの村・六ヶ所”」『福岡県立大学人間社会学部紀要』2011, Vol. 20, No. 1, 94頁。
- (48) 同上。
- (49) 『新聞記事に見る青森県日記百年史』〔東奥日報社、1978年〕、874頁。
- (50) 『デーリー東北』1985年12月2日、『東奥日報』1985年12月2日。
- (51) 藤本、前掲書『戦後青森県政治史 1945年～2015年』、262、264頁。
- (52) 『東奥日報』1985年12月2日。
- (53) 鎌田慧『六ヶ所村の記録(下)—核燃料サイクル基地の素顔』〔岩波書店、1991年〕172～174頁。
- (54) 「この人」『東奥日報』1985年12月2日。
- (55) 伊藤奈々恵「六ヶ所村の半世紀—受け入れた村①」『毎日新聞、青森版』2015年5月5日。
- (56) 同上「凍結公約で分裂—反核燃運動の衰退⑨」同上、2015年5月14日。
- (57) 同上、「六ヶ所村の半世紀—受け入れた村①」同上、2015年5月5日。
- (58) 同上、「カネの話で負けた—後継者難の反対派⑩」同上、2015年5月15日。
- (59) 伊藤奈々恵「記者の目—六ヶ所村 核燃サイクル30年」『毎日新聞』2015年6月11日。
- (60) 『東奥日報』1989年7月24日。
- (61) 同上、1991年2月4日、当選した北村知事は、「核燃施設工事の推進に（私の

- 当選)はプラスになる。核燃論争に結論はつけたいが、つかないだろう。(白紙撤回の人たちは)これからもり上げるかもしれない」と述べている〔同上〕。
- (62) 船橋春俊「巨大開発から核燃基地へ」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』, 74~78頁。
- (63) 藤本, 前掲書『戦後青森県政治史 1945年~2015年』, 172頁。
- (64) 小熊, 前掲論文「日本の原発と原発反対運動の歴史社会学的考察」。
- (65) 藤本, 前掲書『戦後青森県政治史 1945年~2015年』, 456頁。

*参考文献

- 【1】 船橋春俊「巨大開発から核燃基地へ」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』〔有斐閣, 2012年〕。
- 【2】 長谷川公一「核燃料サイクル問題の経過と概要」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『巨大地域開発の構想と帰結—むつ小川原開発と核燃料サイクル施設』〔東京大学出版会, 1998年〕。
- 【3】 長谷川公一「地域社会と住民運動・市民運動」船橋春俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学』〔有斐閣, 2012年〕。
- 【4】 鎌田慧『六ヶ所村(上)(下)』〔岩波書店, 1991年〕。
- 【5】 鎌田慧・斉藤光政『ルポ 下北核半島—原発と基地と人々』〔岩波書店, 2011年〕。
- 【6】 小熊英二「日本の原発と原発反対運動の歴史社会学的考察」ieas.berkeley.edu/events/pdf/2012.04.20_sustainability。
- 【7】 藤本一美『戦後青森県政治史 1945年~2015年』〔志學社, 2016年〕。
- 【8】 木村良一『青森県参議院議員選挙』〔北方新社, 1998年〕。
- 【9】 『回想県政50年—前青森県副知事 山内善郎』〔北の街社, 1997年〕。
- 【10】 『人生80年—前青森県知事 北村正武の軌跡』〔アクセス21世紀出版, 2000年〕。
- 【11】 清水誠「米内山さんの歩みと語録—市民法の鑑」『法律時報』第71巻8号(1999年7月)。
- 【12】 清水誠「米内山訴訟の意義—“巨大開発”の欺瞞との戦い」『公害研究』第14巻4号(1985年4月)。
- 【13】 『米内山義一郎の思想と軌跡』(むつ小川原巨大開発に反対し米内山訴訟を支持する会, 1999年)。
- 【14】 米内山義一郎生誕100年記念誌編集委員会編『米内山義一郎生誕100年記念誌 米内山義一郎の生き方』〔有限会社マイプリント, 2010年〕。
- 【15】 光本伸江「青森県六ヶ所村 “エネルギーの村・六ヶ所”」『福岡県立大学人間社会学部紀要』2011, Vol. 20, No. 1, 89-102頁。
- 【16】 伊藤奈々恵「六ヶ所村の半世紀—受け入れた村 ①~⑬」『毎日新聞 青森版』2015年5月5日~5月15日。

- [17] 伊藤奈々恵「記者の目一六カ所村 核燃サイクル30年」『毎日新聞』2015年6月11日。
- [18] 『東奥年鑑 1989年版』〔東奥日報社, 1988年〕。
- [19] 『東奥年鑑 1992年版』〔東奥日報社, 1991年〕。
- [20] 『青森県人名事典』〔東奥日報社, 2002年〕。
- [21] 『東奥日報』。
- [22] 『陸奥新報』。
- [23] 『デーリー東北』。

第2章 「軍事基地反対」運動

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. 米軍基地反対運動
 - ① 基地拡大・演習地接收反対運動
 - ② 「F16 戦闘機」配置反対運動・F16 墜落事故
3. 自衛隊基地反対運動
 - ① 車力村ミサイル・ナイキ配置反対運動
 - ② 「Xバンドレーダー」配置反対運動
4. おわりに

〈注〉

*参考文献

1. はじめに一問題の所在

第二次世界大戦が終結した以降、青森県は沖縄県と並んで、米軍および自衛隊の有力な基地となっており、いわゆる「米ソ冷戦体制」の下で、その最前線に位置づけられてきた。また、冷戦終結以降も、極東アジアでの軍事的緊張が継続、そのため、三沢基地の戦略的機能は強化され、軍事基地としての重要性が一段と高まっている⁽¹⁾。

現在、下北半島の付け根にあたる三沢市には、米軍と自衛隊が共用する三沢基地が存在しており、「F16」長距離核戦闘機が多数配備され、しかも“像の檻”と呼ばれる大アンテナがあり、同基地は沖縄普天間基地の場

合と同じく、米軍の核兵器の貯蔵が疑われている。また、三沢市の海沿いには、防衛施設庁が出資した巨大な“漁港”が建設、さらに、天ヶ森の対地射撃場、拍の対空射撃場、および東通村の弾道試験場という具合に、一連の軍事施設が設置されている⁽²⁾。本県の米軍基地は、面積では沖縄に次いで広く、兵員の数では4番目だが、重要な米軍施設が数多くあり、しかも年々強化されている。

この他に、本県の陸奥湾には、海上自衛隊の大湊基地があり、また津軽半島の車力村には、航空自衛隊の車力分屯基地が1980年に建設され、2006年には、米軍の「Xバンドレーダー」が設置されるなど、正に、青森県は米軍と自衛隊とが一体化した一大軍事地帯と化している⁽³⁾。

戦後70年を経過した今日、多くの県民は青森県内の米軍と自衛隊の軍事施設が縮小・廃棄する方向へ進展することを望んでいる。本章の目的は、以上の認識を前提にした上で、青森県における「軍事基地反対運動」の概要を紹介することにある。論述は前半で、米軍基地反対運動の実態を、そして後半では、自衛隊基地反対運動の実態を中心に論じる。本章が単に青森県人だけでなく、我が国の米軍基地の実態に関心を抱いている読者にとって、青森県の軍事基地の動向と基地反対運動を知りうる材料を提供できれば幸いである。

2. 米軍基地反対運動

① 基地拡大・演習地接収反対運動

日本政府は占領時代に、独立国相互の条約、協定という形式を整えるために、占領の主体である米国と交渉に当たった。だが、米軍基地を「米軍の使用に供する施設および区域」と呼ぶことにした以外に成果はなかった。その後、1952年4月に発効した日米安保条約と日米行政協定によって、米軍は陸・海・空軍の基地を日本中どこでも何ヵ所でも設定・維持することができ、しかも、その設定・維持に必要な物資および労務提供の便宜をう

け、その構成員、軍属、および家族は治外法権を有し日本に裁判権がなく、また日本政府の外国為替管理法に服さず、輸入関税の免除や出入国の自由などの特権を与えられ、占領時代の法的状況がほぼ継続されることになった。

確かに、1951年9月、米国のサンフランシスコ市において連合国との間で、対日講和条約を締結して独立を達成した。しかしその直後、日米安全保障条約と日米行政協定を締結、その結果、連合国軍が、今度は「米軍」として引き続いて駐留することになり、米軍基地や演習場は一層拡大されるはめとなった。戦後長きにわたり我が国の農民や漁民は、占領下で農地接収や漁場制限について、ほとんど発言を封じられていた。だから、講和・独立の日を待望していたのだ。

本県においても、例えば、南部地方の関根地区、三沢地区、および八戸地区において、農地改革で自作農を創設した者や開拓者たちの間から、生活権擁護のため集団で「基地拡大」への反対の声が高まっていた。また、演習場の設置で漁業は制限され、漁民生活が脅かされていた。そこで、住民たちは米軍の土地接収に一貫して反対運動を展開、当該問題は県議会でも大きく取り上げられた⁽⁴⁾。

既述のように、連合国による占領時代には、米軍による農地接収や漁場制限について、農漁民たちは全く口を閉ざされ、沈黙を余儀なくされていたのだ。講和・独立の日を長らく待ち望んでいたものの、現実には、独立と同時に、日米安全保障条約と日米行政協定を締結、我が国に独立後も「米軍」が居残り、むしろ、軍事基地や演習場はますます拡大されていく傾向にあった。

本県においても事情は全く同じであった。そこで、米軍基地を抱える八戸市長をはじめ、六ヶ所村長、大三沢町長、および大三沢漁業協同組合長などから、軍事基地の改善方法を求めて県議会に陳情書が提出され、1952年10月25日、県議会はこれを商工水産委員会に付託して採択、議会の代表者たちが現地米軍の意向を打診するため基地に出張した。

商工水産委員会の代表たちは、11月21日、三沢基地部隊司令部を訪問、要望書をまとめて提出した。これに対して、12月4日、米軍の三沢部隊から「政治的なことはわれわれ軍人が容認できないので日本の最高機関を通じて総司令部と折衝されたい」との回答を得た。委員会の代表たちは上京して関係方面に陳情したものの、目的を達することが出来なかった⁽⁵⁾。

この問題は、県議会でも議論の焦点となり、12月14日に開催された第32回定例会では活発な質疑応答が行われ、基地を抱える下北郡選出の古瀬兵次・議員（校正会所属）は、一般質問で次のように県側を質した。

「下北郡の関根を中心とする一部、上北郡の大三沢を中心とする一部、あるいは八戸を中心とする一部で多数の駐留軍が絶えず演習をやっているので、飛行機や爆弾のため地元漁民や農民は甚大な被害を受けている」と指摘、県や政府による改善と補償を強く求めた。

これに対し、当時の津島文治・知事は「三地区の内が目下差し迫っているのは関根地区であるが、これは特産のコンブの採取が不能に陥っているためだ。これの損害補償を漁民から申請があるので県としても詳細を調査して関係当局に申達している」と答弁した⁽⁶⁾。

ちなみに、県内の米軍による主な接収地区を紹介するならば、次の通りである。「関根地区」は、1949年7月、下北郡東通村と田名部町にまたがる国有地と民有地が駐留軍の演習場として接収され、1952年5月には、公有地と民有地の山林・原野が接収され、農民生活を圧迫した。また「三沢地区」は、1945年10月に接収された同地区の6割を旧日本海軍が使用していた。だが戦後、同区は米軍の航空基地として使用され、近隣も対地射撃場や対空射撃場として使用されるなど、漁民は大きな操業制限を受けていた。さらに、「八戸地区」は1945年9月に接収され、同地区は旧陸軍用地とそれに隣接した民有地であり、米軍から付近の漁民は操業に支障をきたし大損害を受けていた。もちろん、これらの損害については、政府から補償や見舞い金が支払われた場合もあったものの、その金額は微々たるもの

にすぎなかった。

こうして、駐留米軍の土地接收問題は、単に一地区住民の生活上の問題ではなく、広く県民の課題として大きな関心を集めるようになった。しかしながら、講和条約が成立・発効したとはいえ、独立間もない段階での日米間の“上下的な国家”関係もあって、結局、地域住民の正当な主張は無視され、日米安保条約と日米行政協定に縛られた形で、農民や漁民の要求は全く実現をみなかった⁽⁷⁾。

既述のように、我が国は1951年9月、米国のサンフランシスコ市で対日講和条約に調印、翌年1952年4月、念願の独立を達成した。だが日米安保条約および日米地位協定の締結により米軍が駐留し続けて、軍事基地そのものは存置されたままの状態に置かれ、青森県でも、八戸市の高館、三沢、および下北の関根演習地などは、そのよき事例であった。

1953年に入るや、新たな問題が生じた。それは4月に入るや、米軍が関根演習地の拡大だけでなく、新たに岩木山麓の山田野まで接收したいとの意向を日本側に伝えてきたからだ。これに対して、地元住民はもとより県当局や県議会はあげて反対、8月25日、青森市の県庁広場前で「演習地反対県民大会」を開催するなど、それは一大県民運動として展開、最終的に要求の一部を撤回させた⁽⁸⁾。

既に述べたように、米軍は日本独立後も駐留し続けた。そのため、演習地の返還をめぐる各地で反対闘争が勃発した。本県とてその例外ではなく、上で述べたように、4月、米軍側から新たに、岩木山麓の山田野地区約4,729町歩を下北郡関根地区の代替地として使用したいとの要求があった。また、5月には、関根地区と三沢地区の1,080坪の追加接收の申し出もあった。

住民は、これまでも関根地区などの接收に反対、その返還を求めている経緯があった。だから、今回の米軍側による岩木山麓の使用要求を契機として一層反発を強め、演習地反対県民大会を開催し、一大県民運動として

展開されることになった。確かに、米軍の演習地接収は、講和成立後も拡大する傾向にあったとはいえ、今回の接収は未利用の山林原野と異なり、その多くが現に利用している農地または漁場で、それだけに極めて複雑な要素をはらんでいた⁽⁹⁾。

これまで、米軍と日本政府は、地元住民の法的知識が乏しいことをよいことに、一方的に演習地などを接収、それを次第に増加させてきた。もし、岩木山麓の地区が米軍に接収されるようなことになれば、当該地域で開墾に従事する210戸の入植者と521戸の増産者が移住を余儀されるだけでない。同地区の畜産、林業、その他の産業に大きな影響を及ぼす懸念があった。だから、県が4月15日に米軍の要求を発表するや、関係する各村はこぞって反対運動に立ちあがり、県議会に陳情書を提出。そして、6月29日に招集された県議会の第34回定例会では、野党議員がこの問題を鋭く追及、県議会は二つの決議文を議決して反対運動を開始した。こうして反対運動は、単に関係する地域住民だけでなく、教育界や婦人団体にも浸透、全县規模で拡大していった⁽¹⁰⁾。

一方、県側でも、横山副知事、農林部長、開拓課長を上京させ、県、地元、および県選出の国会議員が三者一体となって、県議会とも協議して、拳県一致の態勢を組み反対運動を起こすことを決定、関係諸機関に何度も反対陳情を試みた。

このように、米軍側による関根地区の拡張接収と岩木山麓地区の接収要求に対し、県民の間で批判の声が高まる一方で、関係する地域住民たちは、各々「演習地反対期成同盟会」を結成、県および県議会とも協力して強力な反対運動を展開した。8月25日には、両期成同盟会は合同主催で、演習地反対県民大会を開催することになった。

当日、午後1時から県庁前の広場に参加した者は、関根地区から約300人、岩木地区から約300人、それに教組、電産、専売、営林、国鉄、および日東など県労会議傘下の組合員約3,000人が参集。演習地接収に対して

反対意見を述べるとともに、大会スローガンと決議文を採択して氣勢をあげた⁽¹¹⁾。

その結果、県民挙げての反対運動が成功、岩木山麓地区の演習地接收要求の方は撤回させた。しかし残念ながら、関根地区の拡張接收の方は閣議決定を覆すまでにはいかず、日米行政協定に基づき補償金などで折衝した結果、1955年に解決点に達し、同年2月15日、住民との間で調印が交わされたのである⁽¹²⁾。

② F16 戦闘機配置反対運動・F16 墜落事故

現存する米軍三沢基地は、元々日本海軍の基地であり、戦後1947年6月に本格的に着工され、全国各地から1万5千人の労働者が集まった。総事業費は当時の金額で1,500億円、延べ300万人の人員を投入、突貫工事の末1949年に完成をみた。それ以降、三沢基地は、我が国における米軍の重要基地の一つとして機能を充実、施設を拡大させてきた。

1982年12月16日、米軍の「F16」戦闘機の三沢基地への配置問題が表面化した。米軍の最新戦闘機である「F16」の三沢基地への配備決定は、基地の街＝三沢市に大きな衝撃を与えた。周知のように、三沢市は、1978年3月に航空自衛隊3空団が移駐して以来、国から多額の補助金を受け取る、という見返りを条件に基地強化を受け入れてきた。しかし、米軍実戦部隊である「F16」の配備は、従来の基地強化とは全く次元を異にする、との受け止め方が強かった。米国のワインバーガー国防長官は、1982年9月末、訪米中の伊藤防衛庁長官を通じて、日本側に「F16」の三沢基地への配置の意向を示した。その計画によれば、配備は1985年から逐次行われ、最終的には2飛行隊、48機前後になる予定だ、という⁽¹³⁾。

1985年4月2日、米軍の「F16」戦闘機は三沢基地に配備を開始、9月3日、中隊27機の配備が終了、「F16」戦闘機27機が4月2日から9月3日までの間に、米軍三沢基地に配備された。「F16」戦闘機部隊の配備は、

日本において初めてのことで、これを米国政府は日本防衛の「コミットメント（約束）」の表れだと強調した。「F16」戦闘機の三沢基地配備により、増強を続けるソ連に対する米軍の極東戦略が一層現実性を帯び、極東における“ヤリの先”としての三沢基地の重要性が一段と高まることになった⁽¹⁴⁾。

なお、三沢基地には1987年度までに、あと20数機の配備が予定され、その時点において、米軍三沢基地は極東有数の実戦部隊の基地となり、軍人、軍属、および家族3,500人が増え、1万人を超える陣容となる。ただ、その一方では、「F16」戦闘機の配備に反対する県民大集会在5月26日、三沢市中央公園で開催、北は北海道、南は沖縄県を含めて、全国26都道府県から約1万人を超える参加者が参集した。大集会の中央舞台には、核戦争阻止、核兵器全面禁止、日米安保条約破棄、F16核攻撃機配備反対、三沢基地撤去、5.26三沢大集会と書かれた垂れ幕が掲げられ、大集会では、参加者の大きな拍手の中で政府に対する抗議文を提出することを決めた⁽¹⁵⁾。

増強する極東ソ連軍との軍事バランスを図る目的で米軍が計画していた三沢基地への最新鋭戦闘機「F16」=ファイティング・ファルコン部隊の配備は、4月2日の先遣隊3機の飛来で本格的に始まった⁽¹⁶⁾。

その後、7月4日には「F16」8機が到着、8月と9月に各8機がそろい、先遣隊3機を含めて27機で一飛行隊を編成、三沢基地米空軍第432戦術戦闘団第13飛行隊として実践配備に就いた。引き続き、1987年度半にはもう1飛行中隊が加わり、最終的には2飛行中隊53機が配備された。米軍三沢基地への実戦部隊が配置されるのは、1971年にファントム飛行隊が韓国やフィリピンに去って以来、実に14年ぶりのことだ。従来、極東アジアで最大のアンテナ群を有する「像の檻」を中心に通信基地としての機能を強化してきた三沢基地は、今回の「F16」戦闘機の配備により米軍の対ソ戦略拠点基地として一層重要性を増すことになった⁽¹⁷⁾。

「F16」戦闘機の配備に関して、防衛庁は「極東における軍事バランス

の改善に努め、米国のコミットメントを確認、日米安全保障体制の抑止力の維持向上を図るものである」と、いう見解を示した。一方、米軍側は三沢基地を対ソ戦略の前線拠点基地と位置づけて、ソ連に最も近い基地として“ヤリの先”だと表現した⁽¹⁸⁾。

自ら「F16」戦闘機を操縦してきた第432戦術戦闘航空団のマイケル・E・ライアン大佐は、記者団の質問に対して、次のように答えた。

- ・F16 二個中隊でソ連の軍事増強に対抗できるのか—「対抗はできないが、三沢基地にF16があると、日本が攻撃されたときに、他の基地から直ちに 応援態勢をとることができる」。
- ・三沢基地になぜ配置するのか—「日本の北に位置しているが最も北ではない。施設を増強する余地もある」。
- ・訓練はどう行うのか—「三機は訓練とメンテランス（維持管理）が主だが、7月以後、作戦部隊となる」
- ・53機（二個中隊そろうのか）—「今夏から1年半かかってそろう」。
- ・対ソ作戦が主だと聞いているが—「上級の指示に従うだけだが、F16は防衛、戦闘、対空・空対地の両方ができる」。
- ・天ヶ森での対地訓練は？—「7月以降、頻繁になる」。
- ・自衛隊との共同訓練は？—「日米共同訓練は何年もやっており、それは継続していく。とりあえずのところは専用機が来ていないし、検討中だ」⁽¹⁹⁾。

「F16」戦闘機が配備されるや、予期されたように、飛行訓練で騒音が増大するなど、航空機進入表面下の三沢市四川目地区の約210戸では集団移転問題が浮上した。地域住民は、先祖伝来の地を捨てて騒音から逃れることができるかどうか、不安に揺れていた。米軍の飛行訓練は、1985年暮れから急速に生じ、9月以降は「F16」27機が激しい離着陸訓練を繰り返し

げており、住民たちはこれに強く抗議した⁽²⁰⁾。

越えて、1991年5月7日、三沢市において、「F16」戦闘機が墜落するという事故が発生した。5月7日の午後8時40分頃、米軍三沢基地内滑走路から約1.6キロ西側に同基地所属の「F16」戦闘機一機が墜落したのだ。なお、パイロットはパラシュートで脱出して無事であった。これまで、三沢基地は「米軍施設への抵抗が少なく、機密の保全も図りやすい土地」と米軍の文書に書かれていたものの、住民は「心配していたことがついに起きた」、として不安を募らせ、直ちに撤去運動を展開した⁽²¹⁾。

実は、「F16」戦闘機の墜落は、1988年9月2日、岩手県内の山林に墜落して以来、これまで三回も生じており、県民に大きな不安を与えていた。墜落事故問題はおりから開催されていた県議会の第79回臨時会でも取り上げられ、5月15日、小比巻雅明（自民党）、間山隆彦（公明党）、鹿内博（同）、および木下千代治（社会党）の4人の県会議員が緊急質問を行い、「F16」戦闘機の飛行訓練を再開した米軍の対応への抗議と事故再発防止を求める決議案を全会一致で可決。その上で、総務企画委員会の小原文平・委員長ら3名の県議と県行政特別対策室の成田洲悦・室長が24日、三沢基地、防衛施設庁、および外務省に抗議文書を提出した⁽²²⁾。

三沢防衛施設事務所と三沢市などに入った連絡によれば、5月7日夜、米軍三沢基地（ジェームズ・D・レーサム司令官）の第432戦術戦闘航空団所属の「F16」戦闘機一機が同内基地内にある米軍姉沼通信所近くに墜落した、という。墜落した現場は米軍三沢基地から北西約3キロにある電波傍受施設の通称“象のオリ”といわれる付近で、小川原湖と姉沼の中間地帯である。三沢市や上北郡上北町の住宅まで約3キロの至近距離にあり、基地内とはいえ、一歩間違えれば大惨事につながる場所であった⁽²³⁾。

「F16」戦闘機部隊は、極東ソ連軍に対抗するために、1985年4月から米軍三沢基地内に配備が始まり、そして、翌1986年7月までに、第432戦術戦闘航空団（1991年5月に第432戦闘航空団に改編）に2個飛行中隊機

50機の配備が完了していた。その後も、同機種の部分改良更新が進み、1991年春までに「F16C」50機と「F16D」3機が配備された。戦闘機による実戦を想定した演習訓練が本格化する中で、周辺地域に飛行騒音や模擬爆弾誤投下、補助タンク投棄などが相次ぎ、近年、基地の公害問題が深刻化していた⁽²⁴⁾。

今回の「F16」戦闘機の墜落事故は、部隊運用訓練中の2日目に生じたことから、三沢市と市議会は米軍側に即時訓練の中止を要求、北村正哉・知事も事故から2日後の9日、三沢基地内のレーサム司令官を初めて訪問、墜落事故の原因が究明されるまで、「F16」の飛行を中止するよう求めた。これを受けて、13日、レーサム司令官は鈴木重令・市長を訪問、「市民に不安を与えたことをわび、墜落事故の原因についてはハワイから空軍の調査団が来て調べており、原因が究明されるまでF16の飛行を再開しない」と明言した。

しかしながら、翌14日、午後零時20分頃から、事故原因が正式に発表されないまま「F16」は飛行を再開、前日のレーサム司令官との確約が一方的に破られ、再び市街地に飛行騒音が響き、鈴木市長や住民は怒りを露わにした。こうした経緯を踏まえて、米軍、市、県関係との修復のために国が乗り出し、事情聴取を行った。なお、国が直接、三沢市に出向いて事故後の対策に当たったのは初めてで、きわめて異例のことであった⁽²⁵⁾。

国側は聴取した意見をもち帰り、22日の「日米合同委員会」の席上で対応策を協議、27日には再び外務省、防衛施設庁の代表三者が三沢市役所を訪れ、鈴木市長とレーサム司令官も出席した上で、従来築いてきた基地と市との“共存共栄関係”を存続することで一致、この問題は一応の決着をみた⁽²⁶⁾。

三沢基地ではその後、2000年9月5日～7日、C2輸送機、FA18攻撃戦闘機による訓練が2年8ヵ月ぶりに再開。90回におよぶ「タッチ・アンド・ゴー」に、三沢市内・周辺地域は100デシベル以上の爆音につつまれ

た。同市内の天ヶ森対地射爆場でも5日～12日、断続的に「F16」戦闘機による模擬弾投下などの夜間訓練が行われ、住民は不安な夜を余儀なくされた。

これに対し6日には、「県平和労組上十三地方本部」などによる緊急現地集会が行われ、労働者150人が参加した。挨拶に立った瀬川・三沢市議は「NLP（連続離着陸訓練）強行に対し、反基地闘争を強めよう」と呼びかけた。また、「三沢基地進入表面下町内会連合会」も12日、木村守男・知事に天ヶ森対地射爆場の移転、基地機能強化反対などの要望書を提出した。さらに、三沢市と市議会も6日、米軍当局に訓練に対する抗議を申し入れた。（NLP＝連続離着陸訓練では、基地の滑走路の決められた一点を基点に、機体のタイヤが地面に触れるとすぐに離陸を行うタッチ・アンド・ゴーと呼ばれる動作を繰り返し行う）。

ただ、鈴木・三沢市長は全国基地協議会副会長をつとめたこともあり、米軍基地と三沢住民との関係を「世界で一番うまくいっている」と述べていた。しかし、今回の訓練強行に「植民地でもないのに好き勝手にやられてはたまらない」と態度を硬化、米軍との友好関係を中断すると発表。今後当面、市主催行事などへの米軍関係者の招待を取りやめるほか、NLPが繰り返された場合には「米海軍撤去」を要請すると断言した。

現在、三沢基地には米軍機50機と空自機約70機、米軍保有機は「F16」戦闘機約40機の外、C12輸送機1機、P3C対潜哨戒機約10機が配備され、イラク戦争の時には、その出撃基地となったこともある。

3. 自衛隊基地反対運動

① 車力村ミサイル・ナイキ配置反対運動

自衛隊は1979年3月31日、第6高射群新編に伴い、臨時第21高射隊を北海道の八雲分屯基地に新設、翌1980年10月8日、当基地へ移動、車力分屯基地が発足した。

車力村地区はかつて、自衛隊基地の設置に激しく抵抗した土地として知られている。保守王国といわれる青森県で、農民と漁民が一体となり反対闘争を繰り広げ、その結果、闘争は地元民の勝利に終わった。しかし、その後、形を変えた形で出現したのが、地对空ミサイル・ナイキ部隊、つまり、現在の航空自衛隊車力分屯基地に他ならない⁽²⁷⁾。

車力村へのミサイル基地計画は、日本海の漁場が訓練基地になるということから、西海岸の漁業団体が猛反発、地元車力村をはじめとして、周辺町村は自衛隊の訓練に伴う騒音などを理由に反対の態度を表明、また県議会も1972年3月の定例会において「民政安定と産業振興の見地から、計画は白紙撤回すべきである」旨の意見を全会一致で議決するなど、ミサイル基地反対運動は全県的なものに高まり、防衛庁側は撤退を余儀なくされた経緯があった⁽²⁸⁾。

ところが、防衛庁は1979年8月3日、ミサイル実弾射撃訓練基地として、西郡車力村に軍事基地の建設を正式に要請してきた。村議会の野党をはじめ県内の革新団体は一斉に反対運動を展開。だが、今回、村人の反応は防衛施設周辺整備法に基づく“メリット論争”に終始、結局、防衛庁の要請から20日後の23日、村の臨時議会が開催され、10対5の賛成多数で基地の受け入れを決めた。基地周辺の整備、畜産団地の建設などの見返りにより、過疎と貧困からの脱出を望む村民の選択が多数を占める形となった。車力村のミサイル軍事基地は、防衛庁の正式な申し入れから20日間という“早期決着”であった。だが、その一方で、車力村への基地建設をめぐる論争として、既述のように、1971年以来、実に8年余の時間をかけた長い論争があったことを忘れてならない⁽²⁹⁾。

かつて車力村では「車力ミサイル大闘争」がおり、漁民も農協もこぞって参加した歴史があった。しかし現在では、住民の関心も必ずしも高くない。レーダー基地にとどまらず、在日米軍基地が強化され、「共存共栄」をうたい文句に「民生安定事業」として商店街活性化のためにアメリ

カ村をつくるなど、基地交付金や基地に依存した経済に寄りかかっている。

② 「Xバンドレーダー」配置反対運動

1983年3月30日、米国がミサイル防衛のために開発した、新型移動式早期警戒レーダー＝「Xバンドレーダー」がつがる市の航空自衛隊車力分屯基地に配備されることになった。

三村申吾・知事と福島弘芳・つがる市長は、3月30日、防衛庁で記者会見を行い、席上、三村知事は、「容認はやむを得ないと判断した」と述べて、「Xバンド・レーダー」の受け入れを表明。県側は同日直ちに、この方針を国に伝えた。レーダー配備は4月以降、日米政府が取りまとめる在日米軍再編の最終報告に盛り込まれる、という。米軍は、夏にもレーダーを暫定的に運用する意向で、青森県内には、三沢基地周辺に続いて新しい米軍基地が出来ることになった⁽³⁰⁾。

三村知事と福島市長は、防衛庁の額賀福四郎長官に早期警戒レーダーである「Xバンドレーダー」の車力分屯基地への配備に伴う安全確保や民生安定対策などを要請。両者は、3月30日、午後6時から記者会見に臨んで、受け入れ条件を説明した。

その中で、三村知事は、①Xバンドは遊撃隊などの武器は伴わない、②米軍関係者の中核は軍人ではなく、選民技術者だ、③レーダー利用は国民保護や被害対処に貢献する一などの観点から「今回のケースは強化にあたらぬと判断した」、と述べた。さらに、県議会の議論や各党派の回答、県民説明会での意見、額賀長官と福島市長の意向確認など、必要な手順を踏んだ上での判断だったこと、を強調した⁽³¹⁾。

一方、福島市長は、額賀長官に対して、①「Xバンドレーダー」配置後の新たな機能強化はしない、②レーダー配備に伴う事件、事故、環境破壊には責任をもって措置する、③地域の負担軽減を図る新たな交付金などを早急を実施する一の三点を確認したとして、「条件付きで協力すると判断

した」として、受け入れた理由を述べた。「Xバンドレーダー」は、弾道ミサイル防衛するための新型移動式レーダーで、2005年10月、日米が合意した在日米軍再編の中間報告で日本への配備が盛り込まれ、12月に本県選出の衆議院議員＝木村太郎・防衛副長官が「車力が最有力候補」、だと県とつがる市に説明していた。

その後、県や市は国の担当者に出席を求め、村議会や住民に説明する場を設けてきた。ただ、国の配備正式要請は3月3日になったからで、この点について、三村知事は30日の記者会見で「遅め遅めの対応だった」と、また福島市長は「時間が足りなかった」と国側の説明不足を指摘、額賀長官との会談の中で迅速な情報提供を求めたことを明らかにした⁽³²⁾。

このような一連の動きに対して、「とめよう戦争への道、百万人署名運動・県連絡会」（西館庄吉・代表）が車力基地への「Xバンドレーダー」配備反対を県に申し入れた。西館代表は県庁を訪問、Xバンド配備は米国防衛を目的とした軍事施設であると主張し、県内にはすでに、米軍三沢基地、核燃料サイクル施設が立地している現状からして、テロ攻撃の対象になりやすいと訴え、「軍事施設増強がなぜ民生安定につながるのか、知事のいう安全は・安心は単なるゼスチャーにすぎない」と強く批判した⁽³³⁾。

以上の経緯について、『東奥日報』紙の斉藤光政・記者は、既定路線の感否めずと指摘、今回の容認に至るプロセスを次のように批判した。「米国の要請から1ヵ月もたたない時点でXバンド配備を受け入れ、県内各地の説明会に出向いた国側、説明会をセッティングした県とつがる市も“3月末決着”という既定路線に沿って突っ走った感が否めない。……現時点ではっきりしているのは、Xバンドの高出力のレーダー波を浴びせられた日本海の向うの国々にとって、車力は最新兵器が展開する“米軍の重要基地”と認識されることだろう」⁽³⁴⁾。

車力駐屯地への「Xバンドレーダー」の配備は、車力駐屯地が米軍の最前線基地になるということで、有事の際に“車力が攻撃目標になる”とい

う不安は常に住民の中に存在している。車力地区のレーダー配備計画が発表されたのは2005年10月。現地では「レーダー配備に反対する会」などが運動を展開する中で、6年3月に県知事とつがる市長が受け入れを表明。同年6月にはレーダーが搬入・配備されたのである。

配備計画発表から、わずか8カ月で配備されたことについて、住民からは「反対しようがしまいが、初めっから決まっていたんでないか」「説明会も形だけだった」など、疑問・憤りの声が上がった。懇談会で福島市長は「地元では賛否があり、今朝も車力の町内会長から要望書を受け取った。住民は環境がどう変わるかを心配している。よく意見を聞いて判断したい」と述べた。

日米両政府はXバンドレーダーを年内に同基地に配備することで合意、防衛施設庁は3日、県と市に協力を要請した。一方、2006年2月には同市と周辺自治体の住民、市町議らは「Xバンドレーダー車力配備に反対する会」を結成。2月5日には、旧車力村の町内会役員や住民による「車力Xバンド設置反対住民の会」も結成された。

Xバンドレーダーが配備されたことで、自衛隊車力基地の臨時第21高射隊が日本防衛と関係のないミサイル攻撃への対処へと役割が大きく変化したことは、間違いない。本県の津軽地方は、極東アジアにおける軍事的最前線として緊張が一段と高まったのである。

4. おわりに

今日、青森県は、陸、海、空の三自衛隊の他に、米軍の重要基地が連なる“軍事濃密地帯”となっている。日米の「四軍」がそろっているのは、青森県以外には沖縄県しか存在せず、米軍基地専用面積の割合を都道府県別で見ると、青森県は7.6%で、沖縄県に次いで第二位である⁽³⁵⁾。

青森、弘前、および八戸各市の陸上自衛隊、むつ市の海上自衛隊、並びに三沢市の航空自衛隊に加えて、新たに車力村のミサイル基地が実現した

ことにより、我が国における青森県の防衛上の地位は一段と高まった⁽³⁶⁾。

なお、詳細は知らないが、2010年度には青森県の航空自衛隊42警戒群（大湊分屯基地）のレーダーが弾道ミサイル防衛（BMD）に対応した警戒管制レーダー（FPS-5）に交換されたようである。本県は、「米軍施設への抵抗が少なく、機密の保全も図りやすい土地」と米軍の文書に書かれたという。しかし、その認識は過ちである。住民の間に、一部とはいえ、根深く反対の動きがあったのは本論で紹介した通りで、マスコミが大きく取り上げないだけである。

我々は、今後、県内から米軍基地の撤退を、また自衛隊基地の縮小を政府に訴え、歴史的遺産にあふれた青森県の美しい自然環境を守っていかねばならない。「米ソ冷戦体制」が崩壊してから30年経過した。しかし、極東アジアでは、依然として軍事的緊張関係が継続、極めて遺憾である。全国に散在している軍事基地に対する国民的な反対運動を通じて、アジアおよび日本の平和と安全を維持していくべきである、と考える。

〈注〉

- (1) 『東奥日報』1985年4月3日、藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、276頁。
- (2) 鎌田慧『六ヶ所村の記録(下)―核燃料サイクル基地の素顔』〔岩波書店、1991年〕、99頁。
- (3) 藤本、前掲書『戦後青森県政治史 1945年～2015年』、266頁。
- (4) 『東奥年鑑 昭和28年版』〔東奥日報社、1953年〕、57～58頁。
- (5) 『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』〔青森県議会、1974年〕、618頁、三沢基地は、1938年に旧日本海軍が建設に着手、1942年2月に三沢海軍飛行隊の飛行場として開設された。終戦後、1945年9月に米陸軍施設工兵隊に接収され、飛行場等施設の建設改修が行われた。
- (6) 同上、619～620頁。
- (7) 同上、620頁。
- (8) 『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会、1960年〕、62頁。米駐留軍は、1946年夏ごろ CIC（対敵情報部隊）など軍政に必要な人員を残してほとんど引き揚げた、だが、三沢は新たに米軍の空軍基地にされ、米軍の部隊はこ

- の方面に移動、我が国で有力な「戦略基地」として残った（尾崎竹四郎「概観 青森県100年史」『東奥年鑑 昭和42年版』〔東奥日報社、1967年〕、14頁）
- (9) 前掲書、『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、10頁。1952年9月、朝鮮戦争に備えて、米軍砲弾の需要が増大、国内のメーカーから納入される砲弾の性能を検査する弾丸試射場が必要となった、政府は米軍の要請を受けて、静岡県の御前崎周辺と、石川県内灘村を候補とした。最終的に内灘に決定。村議会は反対決議を、また北陸鉄道労組は資材搬入にストライキで支援、政府は石川県選出の参議院議員・林屋亀次郎を接収担当の国務大臣として説得に当たらせた。内灘闘争は、我が国最初の全国的基地闘争として有名で、1957年、地元で全面返還、米軍撤収で終息した（『戦後史大事典』〔三省堂、2005年〕、51～52頁）。
- (10) 前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、12頁。
- (11) 『東奥年鑑 昭和29年版』〔東奥日報社、1954年〕、30頁。
- (12) 前掲書『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』、15頁。
- (13) 『東奥年鑑 1984年版』〔東奥日報社、1983年〕、136頁。F16 戦闘機の配備に伴う人員増は、家族を含めて約3,000人（兵員1,500人）、部舎や住宅建設を中心に生活関連施設と環境関係施設の経費は、日本側が負担。総額は500億円を超すと見積もられた。空中戦闘能力にすぐれているF16は、核の搭載も可能で、「基地の街」三沢市には、基地交付金など“見返り”を容認する市民が多い一方で、当然のことながら、配備計画に反対する団体が存在した。事実、1982年10月18日、航空機騒音の被害住民で組織する「三沢飛行場航空機進入表面下町内連合会」は役員会を開き、F16 配備に断固反対を決議した。また労組を中心とする革新団体も11月23日、三沢市で県内各地から約2,600人動員して配備反対の集会を開催した。なお、市側は翌年2月から6月まで懇談会を開いて市民各層の意見調整に乗り出したものの、意見は賛否両論に分かれた（同上）。東奥日報紙の斉藤光政・記者は「三沢基地は世界中で最も価値ある米軍基地の一つということができ、この価値を支えているのが思いやり予算である」、と指摘している（鎌田慧・斉藤光政『ルポ、下北核半島—原発と基地と人々』〔岩波書店、2011年〕、216頁）。
- (14) 『東奥日報』1985年4月3日、『デーリー東北』1985年4月3日。
- (15) 「三沢大集会に万余の人々結集」『北奥民報 第184号』〔1985年5月30日〕『青森県史 資料編 近現代6』〔青森県、2014年〕、105～106頁より再引用。
- (16) F16 戦闘機は、F15 イーグルとともに米空軍の戦術戦闘戦力の中軸を担う新鋭戦闘機で、米ゼネラル・ダイナミクス社が軽重要戦闘機試作計画に沿って開発・制作、エンジン二基のF15と同型のエンジン一基だけで、重量もF15の約半分、製造コストも比較的安く、優秀な火器システムを備えている。その他に操縦装置を本格的にエレクトロ化、空戦時の機動性に優れ、機体は最高9Gもの加速度に耐えられる。小型であるため目視やレーダーに捕捉されにくいという利点を生かして対地攻撃（爆撃）に優れた戦闘機だといわれている（『東奥日報』1985年4月3

- 日)。
- (17) 『東奥年鑑 1986年版』〔東奥日報社, 1985年〕, 45頁。
 - (18) 『東奥日報』1985年4月3日。
 - (19) 同上。
 - (20) 『青森県議会史 自昭和58年～至昭和61年』〔青森県議会, 1998年〕, 609頁。
 - (21) 『デーリー東北』1991年5月8日。
 - (22) 『東奥年鑑 1992年版』〔東奥日報社, 1991年〕, 123頁。
 - (23) 『デーリー東北』1991年5月8日。
 - (24) 前掲書『東奥年鑑 1992年版』, 123頁。
 - (25) 同上。
 - (26) 同上。
 - (27) 鎌田・斉藤, 前掲書『ルポ 下北核半島一原発と基地と人々』, 158頁。
 - (28) 『東奥年鑑 1981年版』〔東奥日報社, 1980年〕, 133頁。
 - (29) 同上, 47頁。ミサイル基地反対運動の実態に関しては, 小山内久一『屏風山は泣いている—ミサイル射場反対闘争の記録』〔文芸印刷, 1980年〕に詳しい。
 - (30) 『東奥日報』2006年3月31日, 『東奥年鑑—記録編 2007年版』〔東奥日報社, 2006年〕, 108頁。
 - (31) 『東奥日報』2006年3月31日。
 - (32) 同上。
 - (33) 『陸奥新報』2006年3月31日。
 - (34) 『東奥日報』2006年3月31日。
 - (35) 鎌田慧・斉藤, 前掲書『ルポ 下北核半島一原発と基地と人々』, 129頁。
 - (36) 藤本, 前掲書『戦後青森県政治史 1945年～2015年』, 230頁。

***参考文献**

- 【1】藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社, 2016年〕。
- 【2】鎌田慧『六ヶ所村の記録(下)—核燃料サイクル基地の素顔』〔岩波書店, 1991年〕。
- 【3】鎌田慧・斉藤光政『ルポ, 下北核半島一原発と基地と人々』〔岩波書店, 2011年〕。
- 【4】小山内久一『屏風山は泣いている—ミサイル射場反対闘争の記録』〔文芸印刷, 1980年〕。
- 【5】『青森県史 資料編 近現代6』〔青森県, 2014年〕。
- 【6】『青森県議会史 自昭和21年～至昭和27年』〔青森県議会, 1959年〕。
- 【7】『青森県議会史 自昭和28年～至昭和34年』〔青森県議会, 1960年〕。
- 【8】『青森県議会史 自昭和58年～至昭和61年』〔青森県議会, 1998年〕。
- 【9】『東奥年鑑 昭和28年版』〔東奥日報社, 1953年〕。

- 【10】『東奥年鑑 昭和42年版』〔東奥日報社, 1967年〕。
- 【11】『東奥年鑑 昭和29年版』〔東奥日報社, 1954年〕。
- 【12】『東奥年鑑 1984年版』〔東奥日報社, 1983年〕。
- 【13】『東奥年鑑 1986年版』〔東奥日報社, 1985年〕。
- 【14】『東奥年鑑 1992年版』〔東奥日報社, 1991年〕。
- 【15】『東奥日報』。
- 【16】『陸奥新報』。
- 【17】『デーリー東北』。

第3章 「リング税」廃止と津島知事の辞任

〈目次〉

1. はじめに一問題の所在
2. 「リング税」の創設
3. 「リング税」と青森県の財政
4. リング税廃止の衝撃
5. おわりに一津島文治・知事の辞任

(注)

*参考文献

1. はじめに一問題の所在

周知のように、リングは青森県を代表する生産物として広く知られており、現在でも、全国の6割から7割近くは本県産のリングで占めている。青森県は、戦後の1946年から1949年まで4年間、財政難から、いわゆる「リング税（1949年以降、取引税）」を賦課・徴収した経緯がある。しかしそれは、シャープ勧告もあって、1950年度限りでもって廃止されることになった。そのため、津島文治・知事は公約した政策が実現できず、ついに辞職を余儀なくされるなど、大きな政治的争点となった。

そもそも、リング税は、「リング移出税」と称され、創設年=1946年度の税収入は183万円に達し、県税徴収額2,005万円の9.1%を占めて、本県にとって貴重な財源であった⁽¹⁾。敗戦後、各都道府県において財政が極め

て困難な時期の1946年から1949年に、本県のみが歳入で黒字を計上できたのは、何よりも他の県には存在しない“リンゴ税”という特異な財源を持っているからに他ならない。実際、リンゴ生産とその販売が本県経済に占める割合は極めて大きく、例えば、1950年度の推計では、米産物50億円、林産物20億円、水産物7億円、およびわら工品6億5千万円であった。それに対し、リンゴ生産は130億円と、本県にとって大きな財政基盤を担っていた⁽²⁾。

津島文治は1947年4月、民選知事に就任以来、リンゴ生産の振興を図り、“四等県”といわれた青森県の経済的地位を高めることに尽力、最大の課題である財源捻出として、特産物のリンゴに頼るしか道がなかった。これが、いわゆるリンゴ税設置の主たる背景である⁽³⁾。

リンゴ税は元来、大野連治・官選知事時代の終戦後に、インフレ高騰期の赤字解消のために1946年9月1日から、リンゴ一箱当たり4円（そのうち、市町村附課税2円）として創設したのが始まりだ。当時は、リンゴ景気の変動期で、税率も低く反面税として徴収しやすく脱税も少ないという重宝な税であった。この財源は1947年4月、津島文治が知事に就任後の経済変動に即応する一方で、県財政の“ドル箱”として逐次値上げされていった。しかし、リンゴ税の性格も一般歳入というばかりでなくて、目的税的なリンゴ振興策に代わるに及んでリンゴ税への批判も生じてきた⁽⁴⁾。

事実、いわゆる「シャープ勧告（1949年8月、1950年9月）」による税制改革でリンゴ税が一種の国内関税であると判断され、国の地方税制審議会—地方財政委員会はリンゴ税を不許可とした。こうして、県財政は繰越金を出すほどの余裕があったのが一転、1951年からは赤字に転落した。リンゴ税の廃止は青森県の経済的土台を侵食し、その影響は計り知れず、県政界に大きな波紋を投げ、結局、津島知事の辞任を招く結果となった。

津島知事は辞任にあたり、その理由を次のように述べている。「過去三年において県が徴収してきたリンゴ税の総額は4億4千万円に達し、これ

によってあらゆる施策を行なってきた。私が他日何らかの治績を納めたと批判されるならばこの税源によるものであった。従って今春地方税制審議会においてリング税が否決された際も復活を決意、この財源を見込んで25年度事業計画予算を編成し県民の要請に応えようとした。しかるにその後リング関係四団体と折衝の結果全面的な反対にあい、再度県内の争いを中央に持出す愚をさけるため打ち切りを決意した。これによって公約の大半が失われ、私がこの事態を見通し得なかった政治的不明が明らかになった。前に述べた信条とこのような経緯から私はこの際辞職して責任を明らかにすべく決意した」⁽⁵⁾。

地方税制審議会は1950年3月25日、県財政の“ドル箱”であったリング取引税を不許可とした。理由は、リング取引税が法定外独立税であり、「内国関税」だとみなされたからだ。津島知事は、税制審議会に代わった地方財政委員会に税復活の望みをつないだものの、同委員会の動きは知事側に有利に展開しなかった。そこで9月3日、津島知事は県内リング関係四団体との交渉を最後にリング取引税復活の希望を捨て去り、在職3ヵ年で初代民選知事の座を退く決意を、したわけである⁽⁶⁾。

周知のように、津島文治は1947年4月、初代の民選知事として当選。知事に就任するや、行政の科学性を掛け声に県に企画室を設置、また、県内農業の実態調査、電力事情の調査、水産、および地下資源開発に着手する一方、県費を投入して資本金1億5,000万円の「リング振興会社」を設置するなど、リング産業の改革を積極的に促進した。実際、津島県政の3ヵ年間は、大きな業績を上げてきた。しかし、上で述べたように、津島知事はドル箱であるリング取引税の廃止で、青森県が赤字財政へと転落することとなり、その責任をとって退陣することになった⁽⁷⁾。

本章では、1950年に廃止された、いわゆる「リング税」廃止と津島文治知事・辞職の背景を取り扱う。具体的に、前半では、リング税の創設とそれが県財政で占める重要性－恩典を論じる。そして後半では、リング税廃

止に至る反対運動の展開とその影響—知事の辞任を論じ、戦後青森県においてリンゴ税が、“政治争点”の一つとなった背景と課題を検討する。

2. 「リンゴ税」の創設

そもそも、江戸時代、津軽地方に西洋「リンゴ」は存在しなかった。しかし、明治時代に入り、1874年、米国の宣教師が西洋リンゴを紹介、また政府がリンゴの内木を持ち込み、生産したのが初めてであり、それは1875年のことだ（ちなみに、日本には1871年、開拓次官の黒田清隆が米国から苗木を購入、東京の青山官園に75種のリンゴを植えたのが、リンゴ栽培の始まりとされている）。

1874年、弘前市の私立東奥義塾は、米国から宣教師・ジョン・イング師を招いた。イング師は翌1875年12月25日、キリスト降誕祭の際、教え子や信者たちにリンゴを分与、それは西洋リンゴが本県に紹介された最初だといわれている。

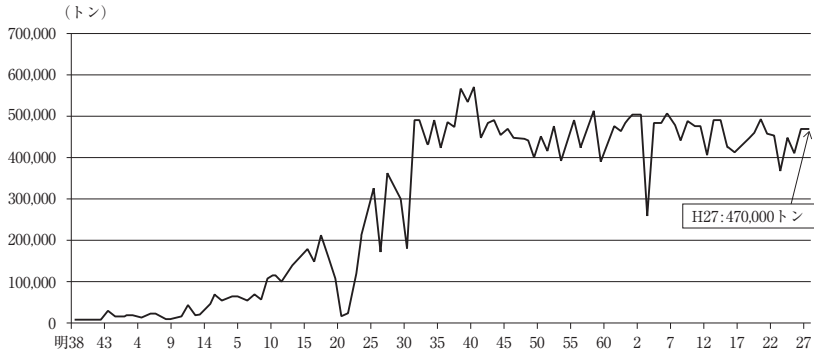
一方、同じく1875年4月、内務省勸業寮からリンゴ苗木3本が他の洋種果樹苗木とともに青森県に配布された。殖産興業政策による第1回の試植依頼で、当時、県庁租税課山林係の菊池盾衛が県参事・塩谷良翰の命により県庁構内に植栽した。これが青森リンゴの最初の植栽であって、その後、勸業方・佐藤庸之助が育成の任にあたった、という。以来百年以上にわたり、青森県のリンゴ産業は苦闘の歴史を重ねて今日の大産業を築いた⁽⁸⁾。

青森県庁のりんご課によれば、2017年度現在、青森県のリンゴ生産量は全国総計が81万1,500トンで、その中で本県は47万トンを生産、全体の67.9%を占めて第一位を誇っている。

リンゴ税は民選知事前の大野連司・官選知事時代の敗戦直後、青森県がインフレ高進期に赤字補てんのため、1946年9月1月から、一箱当たり2円、市町村附可税2円＝合計4円として創設したのが端緒である⁽⁹⁾。

ただ、より正確に言うならば、リンゴ税の源は当初「リンゴ検査手数

図表① 青森県のリンゴ生産量



出典：『青森県リンゴ課』資料。

料」として徴収していたことに求めることができる。すなわち、1929年8月、リンゴに関して県営検査で手数料一箱当たり二銭を徴収、これは直ちに廃止されたものの、1933年4月に復活、一箱当たり1銭5厘の手数を徴収した。これがリンゴ税の「原型（プロトタイプ）」である⁽¹⁰⁾。

図表①でも明らかなように、その後、リンゴの生産は戦時体制の下で、政府の“主穀重点主義”もあって大きく落ち込んだ。だが、敗戦後は、一転してリンゴ生産は急速に増大していった。

1945年敗戦当時の青森県のリンゴは、生産量が300万箱に低下していた。しかし、敗戦とともに、食糧難の中でリンゴ生産は復活、また県も復興対策を講じたので、リンゴ生産者および関係業者の間で、活気がみなぎり、青果物統制令を公布、横流しが横行したものの、「リンゴ・ブーム」に便乗した“リンゴ成金”が出現した。そこで、県は1946年9月1日から、リンゴ一箱につき2円、市町村附課税2円の合計4円のリンゴ税を賦課したわけである⁽¹¹⁾。

翌1947年には、リンゴ生産は急速に復活、終戦時に300万箱以下に落ち込んでいた生産高は950万箱と約4倍に跳ね上がった。また、この年の10月、リンゴの配給統制が撤廃され、それと同時に、価格の指定も廃止と

なった。そこで、従来一箱300円程度に抑えられていたリンゴ価格が高騰、当時の価格として、一箱1千円以上の高値をつけた。そのため、リンゴ生産者の意欲が高まり、出荷業者も販路の打開に努め、リンゴは全国各地に移出されるようになった⁽¹²⁾。

このような“リンゴ・ブーム”にもかかわらず、一方で青森県は財政難に苦しんでいた。そこで、9月5日、津島知事は、従来一箱2円であったリンゴ税を一挙に20円（市町村附加税10円）に税率を引き上げ、しかもこれを4月1日に遡って徴収するとともに、検査手数料も一貫20銭に値上げした。次いで、1948年4月1日からは、一箱40円（市町村附加税20円）に引き上げ、この賦課徴収の対象を750万箱と見積もり、同年予算に1億5千万円の歳入を計上した。しかも、検査手数料も一貫につき80銭、一箱につき3円84銭に引き上げた。その結果、財源として約3千万円の収入が可能となった⁽¹³⁾。

図表②は、青森県の税歳入の中で、リンゴ税が占める割合を示したものである。1947年には、リンゴ税は183万円に達し、県全体の歳入の9.1%で約1割弱を占めるにすぎなかった。だが、翌1947年には23.8%、1948年には28.1%、そして1949年には20.0%という具合に大きな割合を占めるようになった。

図表② 県税とリンゴ税の徴収・割合

年度	県税歳入	リンゴ税	割合
1946年	2,253,698円	1,839,397円	9.1%
1947年	1億69,331,032円	40,305,578円	23.8%
1948年	6億73,370,283円	6億7,307,283円	28.1%
1949年	10億61,394,138円	2億12,058,775円	20.0%
1950年	712,492,367円	25,689,060円	3.6%

出典：青森県財務研究連合会「県税徴収成績」『青森県りんご百年史』〔青森県りんご百年記念事業会、1977年〕、902頁より再引用。

3. 「リング税」と青森県の財政

青森県は1946年10月1日から「リング移出税」を設けた。その狙いは、当時県外から殺到するリング買い付け業者に対して移出税を負担させることを建前としたからだ⁽¹⁴⁾。

しかし、やがて県外からの買い付け業者は少なくなり、県内の出荷者を中心となったので1947年1月28日、リング取引税を「リング税」に改め、税制を改正し1947年度から法定外の特別税として条例化、検査を受けるリングを課税標準として一箱につき「リング移出税」2円、「市町村附化税」2円の都合4円を徴収した。この当時、県は膨張する義務費などの財源に苦しみ、これを税外に求めるのは困難であった。そこで、8月に招集された県議会の定例会で、木材取引税、牛馬税とともに、リング税の税率を2円から一気に10円に引き上げ、2,600万円余の増税を見込んだ⁽¹⁵⁾。

リング税率引き上げ案は、県議会の総務委員会に付託、本会議で原案通り可決された。実はこの年には、リングの市場価格が平均1,500円に上昇しており、県議会でもあまり論議はされなかった⁽¹⁶⁾。

1947年のリング収穫量は、750万箱から800万箱と推定されていた。そこで、県は12月の定例会にさらに100万箱、すなわち、1千万円のリング税収入を追加計上、これも原案通り可決。かくして、1947年度のリング税収入は、県歳入（決算）の4.2%を占めるようになった⁽¹⁷⁾。

次いで、1948年度に入り、インフレが急進、一般物価が値上、県の人件費は膨張を続け、県財政は窮迫した。そこで県は、一般税収入を再検討し、税率の引き上げと課税標準の増大を見込んだ。特にその中で、リング税は最も増税の可能性が高かった。2月に招集された県議会定例会では、当初予算として、従来の一箱10円課税していたリング税を15円に増大、市長村附課税も15円で都合30円となった。県は課税標準を400万箱と見込んで、税収6千万円を計上した⁽¹⁸⁾。

このように、リング税は財政難に苦しむ青森県にとって、唯一の財源で

あった。だから、他県から羨望の目で眺められていたのは想像に難くない。当初、県側は課税標準を400万箱に置き、6千万円の税収を予定していたものの、数ヶ月で標準を突破する情勢となった。7月に招集された県議会の臨時会では、さらに200万箱、3千万円の追加予算が計上された。

この間、県はリンゴ行政の充実を図るために津島知事の肝いりで「リンゴ課」(6月)を設置、また8月に招集された県議会定例会では、リンゴ税を従来の15円から20円に税率を引き上げ、市長村附課税も20円、合計40円となった。この結果、さらに6,910万円の税増収が見込まれた。つまり、予算面におけるリンゴ税総額は1億5,090万円に達したのだ⁽¹⁹⁾。なお、この年は最高の“リンゴ・ブーム”を呈し、市場価格が越年後2千円を超える高値を呼んだ。だから、リンゴ税は議会でさして大きな問題にならなかった⁽²⁰⁾。

だが、その後、“リンゴブーム”が下火となり、品質変化もあってリンゴ価格は暴落。実際、市場価格で一箱700円、産地価格で450円であったのが、越年後の春、100円まで暴落する有様であった。そのため、多くの問題が噴出、リンゴ生産者や移出業者の間からリンゴ税の廃止の声が上がるようになった⁽²¹⁾。

そこで津島知事と県は、12月27日、「青森県りんご振興株式会社」を創設することにし、それは資本金3千万円(内県出資1,500万円)で発足させ対応した。1948年末から下火となっていた“リンゴ・ブーム”は1949年3月頃から品不足で再上昇、4月に入るや、一箱の市場価格は1,400円、産地価格は1,000円の高値を呼んだ。このため、県は1949年度予算にリンゴ税収入として1億5千万円(課税標準750万箱)を計上した⁽²²⁾。

ただ、リンゴ税は、中央の地方制度審議会で議論の焦点となり、存続が審議された。しかし、青森県の財政事情を考慮して、1949年度限り存置することとなり、リンゴ税は「リンゴ取引税」に変更する意向が示された。1949年に招集された県議会定例会では、リンゴ税問題に関する議論が高ま

り、結局、リング取引税は一箱20円を15円（市町村附課税も15円）、都合30円に、引き下げることによって修正された⁽²³⁾。

こうして、1949年度リング取引税は修正されて1億1,250万円（750万箱）となったものの、その後リングが豊作となり、出荷増大、税増大が見込まれるので、1950年度の徴収分1億4千万円の前案を県議会で可決した後、1949年度分として新たに7,500万円（500万箱）を追加提案された。この結果、1949年度のリング取引税の予算総額は、総額で1億8,750万円という大きな額を占めるようになった⁽²⁴⁾。

4. リング税廃止の衝撃

1946年から1950年までの5年間で、リング税は県税のみで累計4億6,900万円に達し、しかも、津軽地方のリング関係市町村（弘前市、藤崎町、板柳町、田舎館村など）にもほぼ同額の附加税収入があった。財政が極めて緊迫していた地方自治体にとって有力な財源であったことはいうまでもなく、他県から羨望の目で見られた本県の「独立税」であった⁽²⁵⁾。

図表③で示したように、リング税は数回の値上げで、県財政を潤し、多くの事業を促進、津島県政は盤石のように思えた。しかし、その一方で、

図表③ リング税制の改正と金額

年度	名称	県税	市町村附課税	合計
1946年10月1日	リング移出税	2円	2円	4円
1947年1月28日	リング税	2円	2円	4円
1947年9月5日	リング税	10円	10円	20円
1948年4月1日	リング税	15円	15円	30円
1948年9月1日	リング税	20円	20円	40円
1949年4月1日	リング取引税	15円	15円	30円
1950年4月1日	リング取引税	5円	5円	10円
1950年8月1日	廃止	-	-	-

出典：「青森県りんご発達史 第14巻」『リング行政史』『青森県りんご百年史』〔青森県りんご百年史記念事業会、1952年〕、901頁より再引用。

リング生産者たちはその恩恵から外され、苦境に陥り、県の税制体制に異議を唱える勢力が台頭してきた。リング税が最終的に生産者の負担になることから、強い反対の声が上がってきたのだ⁽²⁶⁾。

既に1947年8月の県議会定例会で、リング税の税率を2円から10円に引き上げた際、リング地帯選出の議員から次のような反論があった。岩淵議員（自由党）は次のように批判している。いわく、「(リング)生産者をいじめる税金でなしに、1年数百万円、1千万円以上も儲けているリング移出業者に大きな税金をかける方法はないのか」⁽²⁷⁾。また、1948年2月の定例会でも、税率を10円から15円に税率を引き上げた時、リングどころの藤崎町選出の木村文男・議員（民主党）は、次のように苦言を呈した。「リング税は移出税といっても終極において消費税であるから引き上げには反対だ。あらゆる物資がヤミ価格である現在の段階において、リングばかりが高いから課税を上げろという理由は成り立たない」⁽²⁸⁾。

1948年8月に招集された県議会の定例会では、リング税を従来の15円から20円に税率を引き上げた。しかし、この頃、折しも“リング・ブーム”は下火となり、その上、リング生産者の多くが移出業者に販売を委託。しかも業者自身も中央市場に委託販売をしていたので、資金の未払い金問題（業者側3億円、中央市場2億円、合計5億円）が生じた。そのために、同年10月の定例会において、島口重次郎・議員（社会党）は次のように県側に質した。「津島県政のリング対策は業者中心、市場中心の対策と言わざるを得ない。生産者を利用し不当利得をしている業者は勿論、相場で損をしたなどと称して生産者に金を払わない業者に対しては断固メスを加えるべきである。あくまでも生産者を基盤とした対策になければならない」⁽²⁹⁾。

1949年2月の県議会定例会では、中央の地方税制審議会でのリング税廃止の意向もあって、リング税を「リング取引税」に変更するなど、論議が沸騰した。結局、リング取引税は一箱20円から15円の引き下げる修正案が

成立した。県は1億4千万円のリング取引税を計上した。

しかし、リング生産者や移出業者は県側の提案を死活問題であると反対、関係団体も役員を動員するなど、県議会開催の初日から陳情に押しよせ、野党議員はもとより、与党議員にも呼び掛けて、一時はリング取引税反対派の議員が多数を占めるようになった⁽³⁰⁾。

こうした状況の中で、青森県りんご協会は、1949年2月28日、県議会のいわゆる「予算議会」前に、「リング税半減」運動を起こして県に対して請願を行った。いわく「リング税の負担者は直接的、名目的には出荷者であるが実質的には生産者の負担であること、現実に国内関税化しているリング税を産業育成のための目的税に改めろ」⁽³¹⁾。

次いで、3月に入りまた次のように請願を行った。「政府の24年度予算編成に当たり地方財政委員会事務局は地方税法を改正し、果実取引税なる新税を設定せられる趣であるが、青森県下に於いて“リング”生産者が如何に重税に喘ぎつつあるか実態を申し上げ、県下4万生産者を代表し、本税設定の中止方を積極的に御努力せられるよう請願します」。請願書はその理由の中で、具体的数字を示して、リング生産者が赤字経営に喘ぐ実態を強く訴えていた⁽³²⁾。

このため、県議会はまさに“リング税議会”のような観を呈し、審議は紛糾、最終的に次のような決定を見た。「1、従来の「リング税」を「リング取引税」とし県外出荷だけでなく県内取引にも適用する。2、一箱15円とする。3、検査手数料は貫当たり80銭とする」⁽³³⁾。

一方、地方税審議会は、1950年3月25日、県財政の恩典で振興の財源であったリング取引税を、1949年度についてののみ許可としたものの、1950年度以降は不許可とした。県当局は、その後新しく発足した地方税制審議会の決定に望みをつないだ。しかしその望みは適わなかった。しかも、リング生産者、移出業者代表のリング関係四団体から税という名目ではいかなる場合も協力しないと回答されるに至り、1946年9月以降、県財政を潤し

てきた「リング税」は4年の経過を経て廃止されることが決まった⁽³⁴⁾。

5. おわりに―津島文治・知事の辞任

1950年に入り、リング生産者、出荷業者の関係者たちは、リング税反対の初志を捨てず県議会に働きかけた一方で、議会閉会后直ちに上京、リング税最後の関門であった地方税制審議会を始め、大蔵省、自治庁など関係機関に働きかけて反対運動を展開した。その結果、運動が成功、3月25日に開催された地方税制審議会において、青森県のリング取引税は否決、リング取引税は正式に廃止されることになった⁽³⁵⁾。

こうして、リング取引税は廃止と決まり、県の既決予算に大きな欠陥が生じるようになった。前述したように、津島知事はリング生産者と出荷業者団体と話し合いを持った。しかし、リング重要団体である商社、協会、県販、および全県販の四団体は、終始反対の態度を貫いた。そこで津島知事は9月3日、四団体との交渉を最後にリング取引税復活の希望を捨て、「若し業者の諸君が望むならば税を存置するが、希望しないなら廃止する」と正式に宣言。その結果、津島知事は公約を果たすことが出来なくなったとして、9月25日、青森県の自由党議員総会場で辞任を表明、リング税問題はついに、津島知事の辞任を招き、県政は大きく揺れ動いた⁽³⁶⁾。

そのため、当時「青森県ではリングの問題が知事的首までとる」と全国的に評判になったほどである。もっとも、最終的に津島文治知事は辞任後に再選され、1950年11月10日から第二期津島県政が発足した。確かに、リング税問題は一端終焉したとはいえ、リング行政はこの後もしばしば、大きな“政治的争点”となった⁽³⁷⁾。

〈注〉

- (1) 『青森県百科事典』〔東奥日報社、1981年〕、956頁。
- (2) 「津島知事とリング」『東奥日報』1950年9月21日。

- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 『東奥年鑑 昭和26年版』〔東奥日報社, 1951年〕, 64~65頁。
- (6) 同上, 64頁。
- (7) 藤本一美『現代青森県の政治(上)』〔志學社, 2015年〕, 62頁。
- (8) 『青森県りんご百年記念事業会』〔1975年9月17日〕, リンゴの内木は1880年に結実, 7年後の1887年, 弘前市の養蚕家であった山野茂樹が試植したりんごが初結実に成功。それは, 後の山野早生(紅魁)という品種であった(『社団法人青森県りんご対策協議会』www.aomori-ringo.or.jp/presentation/sec01/para03)。
- (9) 前掲書『津島知事とリンゴ』『東奥日報』1950年9月21日。
- (10) 『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』〔青森県議会, 1959年〕, 369頁。
- (11) 同上, 369~370頁, なお, 県はリンゴ税の他に「検査手数料」も徴収しており, この金額もバカにならない。1948年度は3千7百万円, 1949年度は7千1千万円, そして1950年度は9千1千万円に達していた。なお, リンゴ検査所は六支所93出張所で組織され, 職員数が259名であった(『青森県りんご百年史』〔青森県りんご百年史記念事業会, 1957年〕, 900頁)。
- (12) 前掲書『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』, 370頁。
- (13) 同上。
- (14) 前掲書『青森県りんご百年史』, 900頁。
- (15) 前掲書『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』, 370頁。
- (16) 前掲書『青森県りんご百年史』, 902頁。
- (17) 前掲書『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』, 371頁。
- (18) 同上。
- (19) 同上, 372~373頁。
- (20) 前掲書『青森県りんご百年史』, 902頁。
- (21) 同上。
- (22) 前掲書『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』, 374頁。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 前掲書『青森県りんご百年史』, 902頁, 1947年4月1日からの教育改革で, 「633制」の新学期が発足。新制中学が全国に設立された。だが, いずれも, 財源難から中学校舎の建築がはかどらなかつた。本県のリンゴ地帯ではリンゴ附課税という財源があったので, 全国で最も早く中学校が建設された〔同上〕。
- (26) 同上, 902頁。
- (27) 前掲書『青森県議会史 昭和21年~昭和27年』, 371頁。
- (28) 同上, 372頁。
- (29) 同上, 373頁, いわゆる“リンゴ・ブーム”は去り, 農村には10億円から20億

円に及ぶ不払いと価格暴落のため昭和初期以来の恐慌状態さえ現出していた、といわれる〔前掲書『青森県りんご百年史』、903頁〕。

- (30) 前掲書『青森県議会史 昭和21年～昭和27年』、375頁、県議会は民主党が与党であったものの、野党民自党と対峙、民自党は小会派と組んでリング税の軽減を主張した。結局、野党連合派に譲歩して。リング取引税一箱25円を15円にする修正案でまとまった（前掲書『青森県議会史 昭和21年～昭和27年』、374頁）。
- (31) 前掲書、『青森県りんご百年史』、902頁。
- (32) 「りんご産業の拡大」『青森県史 資料編 5 復興と改革の時代』〔青森県、2009年〕、366頁。
- (33) 前掲書『青森県りんご百年史』、903頁。
- (34) 前掲書「津島知事とリング」『東奥日報』1950年9月21日。
- (35) 前掲書『青森県議会史 昭和21年～昭和27年』、376頁、財源不足に陥った県町村長会は、国の各機関に働きかけて特別平衡交付金の増額を要請した（『東奥日報』1950年9月21日）。
- (36) 『東奥日報』1950年9月26日。
- (37) 前掲書『青森県りんご百年史』、904頁、津島再選をめぐることは、さしあたり藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕、44頁を参照されたい。

参考文献

- 【1】『青森県りんご百年史』〔青森県りんご百年史記念事業会、1957年〕。
- 【2】『青森県議会史 昭和21年～昭和27年』〔青森県議会、1959年〕。
- 【3】『青森県百科事典』〔東奥日報社、1981年〕。
- 【4】『東奥年鑑 昭和26年版』〔東奥日報社、1951年〕。
- 【5】藤本一美『現代青森県の政治(上)』〔志學社、2015年〕。
- 【6】藤本一美『戦後青森県政治史 1945年～2015年』〔志學社、2016年〕。
- 【7】『社団法人 青森県りんご対策協議会』www.aomori-ringo.or.jp/presentation/sec01/para03
- 【8】『青森県史 資料編 5 復興と改革の時代』〔青森県、2009年〕。
- 【9】『青森県りんご百年記念事業会』〔1975年9月17日〕。
- 【10】「津島知事とリング」『東奥日報』1950年9月21日。